

Title	伝クセノポン作『アテーナイ人の国制』の試訳前編(その二)
Sub Title	A translation of the constitution of the Athenian ascribed to Xenophon, with introduction and commentary (II)
Author	真下, 英信(Mashimo, Hidenobu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1982
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.52, No.1 (1982. 6) ,p.71- 111
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19820600-0071">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19820600-0071</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 伝クセノボン作

## 『アテーナイ人の国制』の試訳前編（その二）

真 下 英 信

### 第二章

#### 第一節

しかし、彼等〔アテーナイ人〕の重装歩兵は、アテーナイでは極めて弱体だとの評判を得ているが、それは次のような〔彼等の原則によって作られた〕制度である、〔すなわち〕彼等〔アテーナイ人〕は、自分達は敵軍より弱体かつ少数ではあるけれども、〔アテーナイに〕貢税を支払う同盟諸国の中では陸上でさえも最強であると考えており、そして、重装歩兵は、もし同盟諸国より強ければ、それで充分であると信じているのである。

#### 第二節

加えてまた、僥倖ながら彼等は次のような状況の下にある。〔すなわち〕、陸上の被征服国は、小国が一つに連合して、一団

『アテーナイ人の国制』の試訳前編（その二）

となつて戦うことが出来る。しかし、海上の被征服国は島民である限り、諸国を一つにまとめることが出来ない。なぜなら、海が〔彼等の〕間で邪魔をしている一方、征服者はその海を支配する者であるからだ。そして、島民達がたとえ秘密裏に一つの島に結集出来たとしても、〔海の支配者に島を包囲されたあげく〕餓死してしまふであろう。

#### 第三節

他方、アテーナイの支配下にある大陸の全ての国々〔の内〕、大国は恐怖により、小国はまったく必要により、〔アテーナイに〕支配されている。なぜならば、何らかの輸入や輸出を必要としないう国は一つとして存在しないからである。ところで、海の支配者に服従しない限りこれら〔輸出入〕は国家にとって不可能であろう。

#### 第四節

さらに、海の支配者は陸の支配者がたましか出来ないこと——自国よりも強い国々の領地を蹂躪すること——が出来ぬ。なぜなら、敵兵が皆無の地点、あるいは僅かしかない地点に沿って入港出来るし、敵兵が押寄せてくれば、船に「撤退するべく」乗込んでただちに出航出来るからである。しかも、「海の支配者が」この作戦をなすのは、「陸の支配者が」歩兵の援軍を送る場合よりはるかに容易なことである。

#### 第五節

さらに、海の支配者は自国から欲するだけ遠くへ航海出来るが、他方、陸の支配者にとっては自国から出発して幾日にもわたる行程を進軍するのは不可能である。なぜならば、行軍は遅々として進まないし、歩いて進軍する者が長期のための糧食を携えてゆくのは不可能だからである。また、歩いて進軍する場合、人は友好国を通過するか、「敵国と」戦い勝ち進んで行くかのいずれかでなければならぬ。しかし、船で行く場合、人は自分が力勝るような地にはどこでも上陸することが出来るし、八自分達より力勝る地には上陸を避けて、航海を続け、最後に、友好国に到着するか、自分より弱小の国に到着することが出来るのである。

#### 第六節

さらに、ゼウスの贈物たる、穀物の病気は、陸の覇者にとって

は堪えがたいものであるが、海の覇者にはさほど支障をもたらさない。なぜなら、全国土が同時に疫病に犯されることはないの  
で、「穀物の」豊かに稔る地方から、海の支配者のもとに「穀物が」到着するからである。

#### 第七節

もしまだ、より些細な事実にも言及するべきならば、海の支配故に「アテーナイ人は」第一に、様々な他国と交流することによって  
々な贅沢三昧を発見した。シシリ、イタリヤ、キプロス、エジプト、リュディア、ポントス、ペロポネソス、あるいは他の国々の奢侈品、珍味の類のいずれもが全て、海の支配のおかげで、  
一国に集中した。

#### 第八節

次に、彼等「アテーナイ人」はあらゆる種類の方言を聴き、この言葉はこの方言から、あの言葉はあの方言からと少しづつ「他  
国の方言を自国語の中に」取入れた。「他の」ギリシア人は、どちらかといえば、固有の方言、生活態度、衣裳を守っているが、  
アテーナイ人はギリシアの全本土と夷狄から取入れたものをごちゃまぜにして用いている。

#### 第九節

また、犠牲や神殿や祭典や聖域はと言えば、「アテーナイの」  
民衆は、貧民の一人一人が犠牲を奉納したり、饗宴を催したり、

神殿を建立したり、国を美しく壮大に建設するのは不可能事と知っていたから、これらのことを成就するにはどんな方策を取ればよいかを発見した。「それは」まず、国家が国費でもってしばしば犠牲を奉げるべきであって、民衆はその饗宴に参列し、犠牲の分前に与る（ようにすればよいのである）。

## 第十節

富裕な者達の中のある人々は、個人的な体育場も浴室も更衣室も所有しているが、民衆は自ら自分達のために特別に、多くのパライストラや更衣室や「公衆」浴場を建設する。そして、彼等大衆は、寡頭派や貴族達以上にこれらを楽しんで使用する。

## 第十一節

ところで、ギリシア人と夷狄の人々の中で、彼等（アテーナイ人）のみが富を持ち得るのである。なぜなら、たとえある国が造船用木材に富んでいようとも、海の支配者の同意を得ずしてどこへ売却出来ようか。また、ある国が、鉄なり、銅なり、亜麻なりを豊富に産出するとしても、海の支配者の同意なくしてどこへ売却出来ようか。確かに、私の船もこれらの資材で造られているのである、ある国からは木材を、ある国からは鉄を、ある国からは銅を、ある国からは亜麻を、ある国からは蠟を（入手して）。

## 第十二節

さらに、彼等（アテーナイ人）は、我々と反目し合う人々の誰

『アテーナイ人の国制』の試訳前編（その二）

れであれ他所へ物資を輸送するのを禁止するであろうし、あるいは「たとえ輸送を試みても」彼等は（アテーナイ人により）海より締出されてしまうであろう。かくして、私は土地から何も作らず、これら全て（の物資）を海のおかげで入手するが、他のいかなる国家もこれらの物資の中の二つを（同時に）持つことはない。④同一国家に木材と亜麻が（同時に）産出されることはなく、むしろ、亜麻を多量に産出する国は、土地が平坦で森林に欠ける。同一国家に銅と鉄が（同時に）産出されることもなく、また、他の二種あるいは三種の物資が同一国家に（同時に）産出することもない。むしろ、一つはある国で、一つは別の他の国で（産出されるのである）。

## 第十三節

さらにこれらに加えて、①全ての大陸の沿岸には突出した半島か、あるいは沖合の島か、あるいはなんらかの海峡がある。従って、海の支配者は、これらの地に停泊して、③大陸の住民に損害を与えることが出来る。④

## 第十四節

しかし、①彼等（アテーナイ人）には一つの弱点がある。すなわち、もし、アテーナイ人が島に居住する海の支配者であったならば、制海権を握っている限り、自分らは何ら損害を蒙ることなく、②おのれの国土を蹂躪されることもなく、敵の攻撃に曝される危険もなく、③欲するがままに（敵に）損害を与えることが出来たで

あろう。しかるに現実には、「島民でなく」アテーナイ人の内、農民達と富裕者達はむしろ敵におもねっており、他方、民衆は敵が自分達の所有物は何も焼き払ったり蹂躪したりはしないことを熟知しているから、敵におもねることもなく、恐れず生活しているのである。

### 第十五節

さらに、もし彼等が島に住んでいたら、もう一つ別の恐怖をも免れたに相違ない。「すなわち」、国家が寡頭派により裏切られることも、城門が開き放たれることも、敵が急襲して来ることも決してなかったに相違ない。なぜなら、島に住んでいたらばどうしてこのような事が起り得ようか。それからまた、島に住んでいれば「彼等の間の」誰れも決して民主制に反旗を翻しはしないであろう。なぜなら、もし現実に反旗を翻す場合には、反徒達は陸路を通じて招来するであろう。「民主制の」敵達に期待をかけて反乱を起すであろうから。しかし、島に住んでいたらば、こうした心配もまた彼等には不必要であつたらう。

### 第十六節

しかしながら、あいにくもともと島に住んでいなかったのも、現実には彼等がしていることは次のようなことである。彼等は海の支配を信頼して、財産を島々に移す一方、アッティカの地を「敵に」破壊されるままに看過しているが、これも、もし、「自己の」土地を惜しめば、もう一方のより大きい利益を失うと考へてのこ

とである。

### 第十七節

さらに、寡頭派により支配されている国家は、同盟ならびに誓約を必ず遵守しなければならない。もし、国家が協定を守らないか、あなたが「寡頭派の」誰れかによって不正を蒙れば、協定を締結した寡頭派の名前は「少数者故に明らかで」ある。しかし、民衆の締結した協定は何んであれ、民衆は提案者と票決に付した人個人に責任を帰す一方、他の人々は「議決の場に」居なかつたとか、満場の民会での決議案に賛成していないと言つて拒否〔して、自己の責任を回避〕出来る。また、もし、議案が成立するのが好ましくなければ、したくない事をしないために無数の口実をみつけて来ている。また、民衆の決議から、何か都合な結果が生じると、彼等民衆は、少数の者達が自分達に反対して〔決議を〕水泡に帰したと批判する。しかし、何か良い結果が生じれば、彼等は自分自身の手柄にする。

### 第十八節

しかし他方では、民衆は自分達が悪口を言われぬよう、民衆を「喜劇」で諷刺したり、悪口するのを許さない。だが、もし、誰れかが他人を諷刺したり悪口を言おうと欲する時、個人的には彼等はこうしたことをするのを奨励する。というのは、彼等の熟知していることだが、大体、諷刺される人は民衆でもなく大衆でもなく、むしろ、富裕者か名門の人か有力者かであつて、他方、貧

民や民主派の人々の中で諷刺される人間は僅かであるが、この連中と言えども、一度に種々の仕事に手を出したり、何か民衆以上に羽振り良く振舞おうとしない限り諷刺されるものでない、よって、こうした人々が諷刺されても「民衆は」怒らないのである。

### 第十九節

よって、私としてはこう主張したい、アテーナイの民衆は、市民の中の誰れが良き人々であり、誰れが卑しき人々であるかを知っており、この点を弁えながら、たとえ悪しき人々であっても、自分自身にとって好都合で、有益ならば親しくつき合い、他方、良き人々に対してはむしろ憎悪を感じている。なぜなら、「良き人々の」徳は、自分達の利益のためではなく、むしろ害悪たるべく彼等「良き人々」の中にそなわったものであると彼等は信じているからである。また、これとは反対に、ある人々は眞実民衆派についているが、生れにおいては民主派ではない人々がいる。

### 第二十節

しかし、私は、民衆自身に対して、民主制を容認する者である。なぜなら、自己の利益を追求することは、何人も認めるところであるからである。しかしながら、民衆に属さずして、寡頭制の国家に住むより民主制の国家に住むことを望む者は何人であれ、不正を企み、かつ、寡頭制国家よりも民主制国家においての方が自らの不正が気付かれずに済むと考える者である。

## 第三章

### 第一節

要するに、アテーナイ人の国制について、私はその型態を是認出来ない。「とはいえ」彼等は民主制を採用して以来、私が「前二章で」提示した方法を取ることに、民主制を巧みに維持し続けていると私には思われる。

さらにまた、そこ「アテーナイ」では時として、一年待っても評議会や民会と「懸案を」掛合うことが出来ないと言つて、アテーナイ人を非難する人々がいるのを私は知っている。「しかし」、こうしたことも、アテーナイで起るのはまさしく、「アテーナイ人の」政務が多いために、「懸案を」処理した上で全員を引取らせることができないからである。

### 第二節

なぜなら、「彼等の仕事の多さを考えてみれば」どうして、それが可能であろうか。彼等は、まず第一に、他のギリシアの如何なる国家よりも多くの祭典を挙行しなければならぬのである。(そして、祭の間は如何なる政務の遂行も難しくなる)。次に、全員が「取組んでも」裁決し終えない程の私訴や公訴や執務審査を裁決し終えなければならぬ。また「第三に」、評議会は、戦争に関する数多くの問題、歳入の細目に関する数多くの問題、立法に関する数多くの問題、町で日夜起る事件に関する数多くの問

⑫ 題、また、同盟国との関係で生じる数多くの問題すなわち貢税の徴収、⑬ 造船所や神殿の管理を評議しなければならぬ。⑭ これ程多くの政務が山積していればこそ、全ての人々と「懸案」を掛合ふことが出来ないのはあやしむにたらないのではなからうか。⑮

### 第三節

しかし、ある人々は言う、もし、人が銀子を持って評議会や民会に行けば、「すぐに問題が」処理されよう、と。私とても彼等と同意見で、アテーナイでは政務の多くが金によって動いており、⑯ そして、もし、さらに多くの人々が銀子を贈るならば、さらに多く「の問題」が片付けられるであろう。⑰ しかしながら、私は重々知っていることだが、たとえ人が金貨、銀貨を彼等「アテーナイ人」にどれ程多く贈ったとしても、国家が請願者全員のために「問題を」処理するのは不可能である。

### 第四節

また、彼等は次のことも決裁しなければならぬ。「すなわち」人が船を修理しないと、公有地に建物を建てるとかいう場合である。これらに加えて、ディオニュシア祭、タルゲーリア祭、パンアテーナイア祭、プロメーティア祭、ヘーパイスティア祭での合唱隊奉仕者のこと年ごとに決裁を行なわねばならぬ。⑱

また、四百人の三段権船奉仕者が毎年任命され、彼等の内、決裁を望む者がいれば、彼等のために年ごとに決裁を行わなければならぬ。これらに加えて、役人を審査し、⑲ 決裁し、孤児を「認

定するために」審査し、⑲ 囚人の看守を任命しなければならぬ。これもまた、年ごと「の仕事」である。

### 第五節

△また、⑲ 時折、兵役忌避と、それから、ある人々が並はずれた犯罪をなした時であれ、瀆神の罪を犯した時であれ、⑲ 何か突発的な不正が生じた場合には、「その罪を」決裁しなければならぬ。

さらに、実に多くのことを私は省いているが、貢税の査定を除いて、⑲ 主要なことは述べられた。これ「査定」は通例、四年ごとに行なわれる。

### 第六節

さあ、⑲ それでは、「第一に」これら全てのことを決裁する必要はないと考えるべきか。⑲ 確にそうだ、「その場合」何をそこで裁く必要がないか人が言ってくればよいのだ。「しかしそれは言えまい」。⑲ 逆に、「第二に」もし、万事決裁される必要があると同意すべきなら、「決裁は」年間を通して行なわれねばならない。なぜなら、⑲ 現実に年間を通して決裁を行なっていてさえ、人間が多すぎるために、不正を犯すやからを断つことが出来ないからである。

### 第七節

よろしい、⑲ しかし、「第三に」ある人は言うかもしれない、判

決を下す必要はある、しかし、判決する人間はもっと少数であるべきだ、と。とすれば、開廷日数を減らさないならば、「これは上述の理由で出来ない」、それぞれの法廷の陪審員数は「判決する人間を減少するために」少数になるはずである。その結果、少数の陪審員に対して「自己の」裁判のためにあらゆる策を弄したり、「陪審員」一同を買収するのは以前より容易になり、裁判は以前よりはるかに不正なものになるう。

## 第八節

さらにこれらに加えて、アテーナイ人は「幾多の」祭をも舉行せねばならず、その間、「閉廷しているので」判決を下せない点も「人は」考慮すべきである。しかも、彼等は他の国々の倍の祭を舉行している。もっとも、私は、一番少ししか祭を舉行していない国と比較して「倍と言つて」いるのである。それ故、こうした情況のもとでは、少しづつ、あるものを除去したり、あるものを補足したり出来る以外に、アテーナイの事態が現今のそれと異なることがあり得るとは私は思わない。民主制のある「本質的な」ものを除去することなくして、大幅な変革は不可能である。

## 第九節

なぜなら、国制をよりよく保つためには、「よく探せば」多くの方法が見出せよう。しかしながら、民主制が存続するために、しかも、よりよく治めるための充分な方策を見出すのは、丁度今述べた、少しづつ加えたり、あるいは除去したりして行く以外に

『アテーナイ人の国制』の試訳前編(その二)

は容易なことではない。

## 第十節

また、アテーナイ人は、内乱下の諸国家で、下層民の味方に立つことを考えているが、これも、私の判断では正しくない。しかし、彼等は「情況をよく」慮つた上でこうしたことをしているのである。なぜなら、もし、貴族の味方をすれば、彼等は自分自身と思いを同じくする人々の味方に付かないことになるからである。というのは、いかなる国家においても、貴族階級は民衆に好意を持たず、むしろ、民衆に好意を持つのは、どんな国家でも賤民階級であるからである。というのは、人は類を以って集まるからである。こうしたわけで、アテーナイ人は自分と同類の階級の味方をするのである。

## 第十一節

ところで、彼等「アテーナイ人」が貴族の側に立とうと企てた度毎に、いつも自己の利益にならなかった。むしろ、ポイオテイアの民衆はまもなく奴隷にされてしまった。「ので、貴族の味方をしたアテーナイには何んの利益にもならなかった」。同じく、ミレートスの貴族達の味方をした時は、まもなく彼等貴族は「アテーナイから」離反して、民衆を殲滅してしまった。また、同じく、メッセニア人のかわりにラケダイモーン人の味方をした時も、まもなく、ラケダイモーン人は、メッセニア人を制圧してしまうや、アテーナイ人としばしば干戈を交えるに至った。



### 第十二節

ところで、アテーナイでは、不当に市民権を剥奪された者は多分一人もいないと、人は反論するかもしれない。しかし、私は主張する、少数ではあるが、不当に市民権を剥奪された人々がいる、と。④しかし、アテーナイの民主制を攻撃するには「不当に市民権を奪われた」多くの人々が必要である。かくある以上は、合法的に市民権を剥奪された人々がいるかどうかではなく、不当に市民権を剥奪された人々がいるかどうかを人々は考慮すべきである。

### 第十三節

とすれば、<sup>①</sup>民衆が種々の役職を握っているアテーナイで、多くの人々が不当にも市民権を剥奪された<sup>②</sup>と、人はどうして考えられよう。<sup>④</sup>職務を正しく遂行しなかったり、正当な言論を述べなかつたり、<sup>⑤</sup>正当な行為をしなかった理由があればこそ、アテーナイでは市民権剥奪の刑を受るのである。この点を考慮してみれば、市民権を剥奪された人々〔の存在〕を原因とする何らかの危機がアテーナイにある、と考えるべきではない。<sup>⑦</sup>

〔前編 完〕

### 〈訳註〉

#### 第二章

#### 一節

① 彼等の *astoi's*

利害の与格であるが、ほとんど属格と同じ意味を持っている。Kühner-Gerth II. i. p. 429 参照。

② Thuc. II. 39. 2-3 参照。

③ 敵軍よの τῶν μὲν τοῦσδε

de Ste. Croix, *The Origins of the Peloponnesian War*, London 1972, Appendix VI. p. 309 は本文がペロポネソス人との戦争を示唆しているとして、本書の成立を四三一年より後とする論拠の一つとしている。これは、Kirchhoff p. 7ff. & Kalinka p. 175 の説を継ぐものである。cf. Frisch p. 237.

④ 少数 *oligoi's*

MSS では *hekois* (より多数) となっており、これを *oligoi's* に変える必要があるのかどうかは非常に微妙な問題である。

Meyer p. 404 ff. Hdt. I. 202. 1 を引用して、MSS を支持している。他方、L-S-J (sv. *oligos* VI. i.) は *oligoi's* に変えることは *probable* としている。

アテーナイの重装歩兵の人数については簡単に云々出来ないが、余り多くはなかった可能性もある。重装歩兵戦では、ペロ

ポンネソス兵はアテーナイ兵より強力であるとするのが、当時の世評であった (Thuc. I. 81. etc.)。また、Aristoph. Eq. 1369f; Neil op. cit. n. ad. loc; Xen. Mem. III. 5. 19 参照。cf. Thuc. II. 39. 2-3.

なお、*diakos* は *diakos* の本来の比較級の形 (Schwyzer I. i. p. 538)、ホメーロスや碑文を中心に見られる (L-S-J loc. cit.) が、アッティカの碑文ではこの形は 470-418BC の間で六回程用いられている (Meisterhans K, *Grammatik der Attischen Inschriften*, Berlin 1900 (rep. 1970) p. 151)。

⑤ 第一章十五節参照。

貢税 (*zōpos*) という語は、本章本節、ならびに、第三章二節と五節に出でくる。従って、本書の成立は、貢税を一時廃止し、かわって海上通商税を定めた四一三/四一四年 (Thuc. VII. 28. 4) もっと限定していえば、恐らく四一四年の秋 (Gomme HCT IV. p. 402) より以前であることはほぼ確実と思われる。

⑥ 陸上でちえも *kai kara yūp*

*kai* は重要な意味を持つだろう。トルシデース指揮下のアテーナイ軍がコロネアで最終的に敗北を喫すると (Thuc. I. 113)、アテーナイはポイオーティア支配の試みを放棄し、以後、中央ギリシア、ペロポネソス支配の野望を捨てていく (ATL III p. 294ff., 302ff.)。こうして、陸軍国スパルタ、海軍国アテーナイとギリシア世界を二分した体制が形成されてい

『アテーナイ人の国制』の試訳前編 (その二)

った。

そこで、アテーナイの陸軍力は、スパルタと比較すれば、弱体ではあるものの、同盟諸国のいずれよりも強力な軍隊を保持していたということになる。

従って、アテーナイは同盟国を支配するに、海軍力の優勢は言うまでもなく、陸軍力も充分である事実を作者は示しているのである。すなわち、力関係は相対的なもので、相手を考慮して成立すべきものであるという作者の極めて現実的な考え方が示されていると思われる。加えて、ここでも陸上—海上、重装歩兵—船の漕手、貴族—平民という対概念的な考え方が作者の論理の前提となっていることがうかがえよう。

⑦ 充分である *apeira*

MSS は *apeira* であるが、Bowersock のテキストに従う。本文に現われている作者の考えはツキディデスが伝えるペリクレスの政策と非常によく似ている。Thuc. I. 140-144; II. 60-64 参照。本書には、こうした両者の発想の類似性を示す箇所が多々みられる。この点については、拙稿「伝クセノポン作『アテーナイ人の国制』の制作年代について」『西洋古典学研究』XXX (1982) p. 42, n. 79 参照。

二節

① 加えてまた *pros de kai*

こうした表現は極めて一般的である (Kühner-Gerth II. i. 527 参照) が、本書ではこの箇所を除いて全て *pros de toutous*

となつてゐる (I. 17, 18, 19; II. 12, 15; III. 4, 8 参照)。

② 僥倖ながら *κατὰ τύχην*

*τύχη* は、作者、時代に依じて種々の意味合いを持って使用されているが、前述 (第一章五節、注②) の久保氏の論文を参照。

③ 本文は前文の説明であるから、*ἴατο* と何か小辞の欲しい所であり、所謂 *Asyndeton* の文である (Smyth §2167b; Kühner-Gerth II. ii. p. 345)。訳では、前後關係を明白にするために、すなわち、を入れた。

④ 陸上の被征服国 *τοῖς ἡσὺ κατὰ γῆν ἀποχούσιον*

陸上諸国は一地域に集結して戦力を増強することが出来た (Thuc. I. 58)。他方、海軍国は敵対する島国を容易に包圍出来た。Thuc. III. 24. のレスボス島の離反を参照。

⑤ 一つに連合して *συνουκισθεύτας*

本来 *συνουκισθεύ* は *σὺ* “共に” *οὐκισθεύ* “住まわせる” からなる語で、娘を嫁にやる場合や、市や村が結合して一つのより大きな国家を形成する場合等、種々の意味がある (L-S-J sv. *συνουκισθεύ*)。

ここでは、“一つに連合して”と仮に訳しておいたが、別の可能性として、法制的な面を強調して、所謂シュノイキスモスを意味しているとも考えられる。作者がここで、この語をいずれの意味に用いたか、いま一つはつきりしない。しかし、本文も本書の成立年代を考察する時しばしば問題となる箇所である。

すなわち Instinsky p. 19ff. は本節および三節と Thuc.

I. 58. 2 に伝えられているカルキディケーのシュノイキスモス (四三二年) からして、④本書によるかぎり、大陸でのシュノイキスモスはアテーナイの干渉があったために行なわれていない、⑤従って、ツキディデスの伝えるカルキディケーのシュノイキスモスの行なわれた四三二年より以前に本書が成立したとしている。

他方、Gelzer p. 71ff. は、本書には四三二年以後のポティダイア包圍 (Thuc. II. 70) が言及されていると考え、本書は四三二年より後に成立したとしている。

⑥ デロス同盟諸国の行動は、各国の利害が衝突して、なかなか一致団結しなかった (Thuc. III. 10. 5; III. 11)。従って、この点からも、アテーナイの重装歩兵の優位は、同盟諸国の総勢力に対してではなく、個々の同盟国に対して保たれていれば充分であった。

⑦ 海を支配する者 *βαλαροκρατοπές*

原文は複数となっているが、訳は単数で示した。こうした例は他にもあるが、一つ一つ断わらない。

本書は、アッティカ散文の一つと言われているが、本語は、こと十四節で、*ἄρ* とイオニア方言の綴りが用いられている。なお、Kalinka p. 181 によると、本書では *βαλαρο* という語は、*ἄρ* なる綴りが全写本で十二箇所にわたり共通して用いられているのに対して、残り六箇所では、写本によっては綴りが *ἄρ* となつてゐる場合があると言ふ。本書の方言的特

徴については、Treu p. 1976ff. 参照。

なお、本書にみられる海上支配の思想と極めて類似した発想をソキディテスも示している。Thuc. II. 62 (cf. I. 143-144; II. 65), Thuc. I. 9, 15, 81, 141 など及び本章一節注⑦を参照。この似たソキディテスと本書の類似性はすでに Nestle W, "Thukydidés und die Sophistik" *Neue Jahrbücher f. d. Klass. Altertum* XXXIII (1914) p. 649-685, 特に 681 や Finley I, II が指摘している。最近では Romilly や Starr. C. G., "Thucydides on Sea Power" *Memosyne* XXXI (1968) p. 343-350 が、両者の発想方法の類似点や相異点を論じている。

とまれ、本書の作者が海上支配国と陸上支配国の相違に深い関心を持っていたのは確かである(四節と七節参照)。

- ⑧ 作者は、被征服者の連合は船による包囲で阻止出来ると考える。AP. XXIV. 3 によれば、アテーナイはデロス同盟支配にあたり二十隻の守備船 (*νήες ποσειδώνες*) を保持していた。Thuc. IV. 13.2; Plut. Per. XI 参照。

- ⑨ Aristoph. *Aves* 186 を参照。cf. Kalinka p. 182. 本文を逆に読めば、当時ギリシアの島民が常に穀物を輸入していた事実が反映していると考えられ、この頃の穀物供給状態を考える上で面白い資料となろう。飢饉による餓死は、ギリシア世界でどの位あったのであろうか。cf. Thuc. II. 54.3.

『アテーナイ人の国制』の試訳前編(その二)

### 三節

- ① 他方

前節の「島民である限り、(*ὅσων ἢ γαλῶται εἰσὶν*)」に対応するが、ここに *ἐν* に対応する *καὶ* が欠けているのは、対概念が明白であるので作者が省いたためである。Denniston p. 165; Küner-Gerth II. ii. p. 271ff. 参照。

- ② 全つの国々 *ἑσθλα... πόλεις*

Thuc. II. 9.4 参照。

- ③ 恐怖により *διὰ δέος*

Thuc. I. 77.6; III. 12.1; VI. 83.4. 恐怖の定義については

Arist. *Rhet.* II. 5. 1382a 21f. 参照。

- ④ 輸入や輸出 *εἰσάγειν καὶ ἐξάγειν*

L-S-J はこの動詞を中動相としている。これに対して、Kalinka p. 185 は受動相とし、輸出入に従事したのは島の住民ではなく、もっぱらアテーナイ人の船がたずさわっていたとしている。

- ⑤ ギリシア人は個人、国家いずれにおいても自給自足を理想としていた (Arist. *Pol.* I. 2. 1252b 30ff.; II. 3. 1261b ff.) が、現実には異っていた (Plat. *Rep.* II. 11. 369C)。

ソロンによれば、「人間の身としてすべてを具足することはできぬことごとくあります。国にいたしても、必要とするすべてが足りているようなところは一国たりともごちりませぬ」(Hdt. I. 32.8. 松平千秋訳)。一般的には、Hasebroek J,

*Staat und Handel*, Tübingen 1928 p. 138f. (原、市川訳、都市国家と経済、1943, p. 273f.) が種々の資料を検討している。

- ⑥ アテーナイの諸国に対する経済干渉としては、メガラ条令、(Thuc. I. 67. 4) がまず思い出されよう。本条令については、まず Croix op. cit. p. 251-289; Meiggs p. 202-204 を参照。また Thuc. I. 120 も参照。

また Meiggs-Lewis No. 65 によると、アテーナイは、メトローネに対してビザンツよりの穀物輸入の特権を与えていることからして、ヘレスポントスを通過する船をアテーナイが監視していたことがうかがえる。同じく Meiggs-Lewis No. 46 “クレイニアス法令” や発布年代は確定されていないが、同 No. 45 の “度量衝統一法令” などを参照。

ところで、作者が、アテーナイが莫大な量の穀物や船材用木材などを輸入せねばならなかった現実 (Hopper p. 47ff. 参照) については全く言及を行っていないことは一考の余地を残す。本章十一節参照。

#### 四節

- ① 三節に続いて、海上国の利点が述べられていく。

- ② 時たましか *ἐπιπλε*

この語の解釈については、Kalinka p. 186; Frisch p. 245 の説に従う。

- ③ 領地を蹂躪すること *τέλευεν τῆν γῆν*

敵国の穀物や果樹(特にオリーブの木)を焼払ったり、切り

倒したりすることが原義。こうした戦法はギリシア世界の常套手段であった。e. g. Aristoph. Ach. 183, 231-232, 512; Pax. 628f.; Lysias VII. 5-6; L-S-J sv. *τέλευω* A. IV. 3; Thuc. I. 143. 4. 参照。

作者はここで何か具体的な事件を考えながら本文を書いたのであろうか。もしそうだとすれば、四五七年夏(年代については ATL III p. 178 参照)のトルミデースのペロポネソス沿岸攻撃、スパルタの造船所の焼打ち、ならびに、シュキオン領内への上陸作戦 (Thuc. I. 108. 5) が本文に反映しているのであろうか (cf. Paus. I. 27. 5)。それとも、ペロポネソス戦争勃発直後の四三一年、カルキノス等の指揮のもとに行なわれたアテーナイのペロポネソス沿岸攻撃 (Thuc. II. 23. 1; 25) であろうか。あるいは、テュレリア攻撃 (Thuc. IV. 57) やメガラ攻撃 (Thuc. IV. 67-74) などが考えられているのであろうか。

いずれの事件をここで採用するかは本書の成立年代を考える上で重要なポイントになるが、本文からだけではいずれの事件とも決定し難い。

- ④ 沿って入港 *παρὰ πλοῦ*

この語は本来 “船で沿岸を通りすぎる” という意味である。ここでは、陸を荒すべく沿岸を通して船を接岸させること (Kalinka p. 187 参照) だが、*παρὰ* を生かして “沿って” と訳した。

そもそも、三段櫓船はその構造からして、公海より沿岸を通

航海の事であった (Gomme A. W., "A Forgotten Factor of Greek Naval Strategy" *JHS* (53) 1933 p. 16-24)。

- ⑤ 乗込んで *εμβαδύρα*  
単数形であるが、意味は複数で支配者(複数)を意味する。  
Wackelnagel op. cit. p. 73ff. 参照。

### 五節

- ① ここでも、前節に続いて海上支配国の利点が指摘されている。
- ② “巨国から”と訳したが、原文は *ἀπὸ τῆς σφαιρέσας ἀγῶν* であって、*κόρος* が了解されている。
- ③ 欲するだけ遠くへ *ἐκδοῦν βούλει πλοῦν*  
直訳すれば “あなたが航海したいだけ” となる。動詞が二人称単数になっていることに関しては、第一章八節注⑦参照。  
“遠く”とは具体的にどれだけ遠くか、はっきりしないが、本文を読むと、ペリクレスのポントス遠征 (Plut. Per. XX. 1-2. 年代は確定出来ないが、ATL III p. 114-117 は四五〇年から四三五年頃の可能性があるとして) や四二七年のカロイアデース指揮下のアテーナイのシシリヤ方面への遠征 (Thuc. III. 86) あるいは四三二年のポティダイア遠征 (Thuc. I. 57) などの事件が思いうかぶ。
- ④ 陸軍の兵士が長期にわたり行軍するのは不可能であるとする作者の主張は、本書の成立年代の考察上大きな論点になってい

【アテーナイ人の国制】の試訳前編 (その二)

ぬ。

Roscher op. cit. (第一章一節注①参照) p. 529 は、この主張が、四二四年の夏(?)に “諸国を横切る幾十日もの道程を越え言句を絶する危険をかえりみず、渾身の勇を鼓して” (Thuc. IV. 85. 4 久保正彰訳) 敢行されたブラシダースのカルキディケー方面への遠征 (Thuc. IV. 78. 2ff. 参照) 事実と矛盾するとして、本書の成立年代を四二四年より以前とした (cf. Thuc. I. 141)。

この Roscher 説は多くの人々により承認されているが、Müller-Strübing p. 36ff.; Gomme p. 224 ff.; Fuks p. 34. n. 37; Mattingly H. B., "The Athenian Coinage Decree" *Historia* X (1961) p. 179; Fontana. M. J. (Croix op. cit. p. 309-310 参照) は Roscher の見解に反対している。いずれが正しいか容易に決定しがたいが、反 Roscher 説の根拠は弱いように私には思われる。

なお、“海の支配者”が “アテーナイ人”に言い換えられている場合があるのに対して、“陸の支配者”に代えて作者はなぜ “スパルタ”の名を挙げないのか疑問にされてよいだろう。

- ⑤ 遅々として *βραδέει*  
例外的な速さで以って行軍したブラシダースの軍も一日四〇〜五〇哩であった (Busolt GG III. 2. p. 1142 n. 2)。これに対して、当時船は一日平均時速八〜一ノットで走れた (Morison-Williams p. 309)。しかも、時には日夜航海を続けることも希れではあるが出来た (Thuc. III. 49. 3. cf. Xen. Hell.

II.1.30)° cf. 四節注④。

⑥ 歩らば περὶ

陸路を、とも訳せる。L-S-J sv. περὶός III.

⑦ 長期のための糧食 εἶραι...πολλοῦ χρόνου

πολλοῦ χρόνου を次に続く περὶ εἶραι にかけることも出来ると思いが、ここでは Kalinka p.190 に従って εἶραι にかける。

当時、市民は糧食を携えて出兵するのが習わしであった (Aristoph. Pax. 1181-2; Ach. 544-5; Thuc. III. 1.3; VI. 31.5 等)。詳細は Pritchett W.K, *The Greek State at War*, Berkeley 1971 part I. p.30ff. 参照。

⑧ 本文のテキストには欠文があると考えられている。ここでは Frisch の補足通りに訳しておく。

なお、本節ならびに前節と同様な作戦方針が、ペリクレスの演説にも展開されている。Thuc. I. 141-143 参照。

## 六節

① ゼウスの贈物たる αἶθε Διὸς εἶραι

急に叙事詩的表現が出てくる。Hesiodus Op. 242-244; Od. IX. 411; II. II. 197; Soph. Oed. 25ff, 171f. 参照。

② 穀物の病氣 νόσος τῶν καρπῶν

言うまでもなく、凶作や不作を示す。cf. Thuc. II. 54。なお、原文 καρπός は穀物のみでなく果物など広く農産物を含むと思われ。L-S-J sv. καρπός A. I. i.

③ 原文は αἶθε κατὰ γῆν κρῆταστον である。

④ 到着する ἀφικνεῖται

主語が欠けており、非人称なのかははっきりしない。ここでは εἶραι が省略されている (Rupprecht p.27) と考えておく。

作者はここで、当時のアテーナイの穀物輸入状況について不思議と何も述べていない。輸入は当然のことと改めて言及することではないと作者は考えていたのであろうか。穀物輸入については、ちよまたつて Hopper op. cit. p. 71ff.; Frisch p. 249-250 参照。cf. Thuc. I. 120.2° 三節注⑥も参照。

⑤ この節も本書の成立年代を考察する上に極めて重要な所である。

ツキディデスによると、四三〇年初夏よりアテーナイでは疫病の流行が始まり (Thuc. II. 47ff.)、それはまもなく、物的にも精神的にも極めて甚大な損害を与え、人倫も徹底的に破壊されていく一方、外にあっては、ペロポネソス同盟軍の侵入を受け、アッティカの耕地は破壊されるという内憂外患におそわれて、アテーナイは混乱の極地に達したとある。

しかるに、本書の作者はこの重大な一件について何ら言及せず、ただ穀物の病氣について軽く触れているだけである。しかも、本書全体にみられる安定した世界、ならびに次節に述べられているように、交易面でもアテーナイが繁栄している事実を考慮すれば、本書は四二九/四三〇年以後に書かれたとは考えにくいのではないかと私は考える (Frisch p.57; Hohl p.

28ff.; Gelzer p. 74; Diller p. 113ff. 参照)。

他の可能性としては、作者は疫病がアテーナイの海上支配の論理に破綻をもたらす程のことは思わなかったとか、あるいは、疫病と海上支配とは次元を異にする問題だと考えていた (Treu p. 1951 参照) のではないかなどという推測も出来ようが、私には根拠が薄いように思われる。

## 七節

① 本節ならびに十一節に述べられている海上支配に基づく交易面での利益はペリクレスも述べている (Thuc. II. 38. 2)。

しかし、ツキディデスと本書の作者は同じテーマを扱っていても視点は相異なる面があることを Nestle p. 237ff.; Starr op. cit. p. 343ff. は指摘している。この点、二節注⑦参照。

② より些細な事実にも *kai glukporépan*

海上制覇に基づく政治経済的利益に対して、ここでは食物、言語や服装(八節)、平民の享楽(八、九節)など文化的側面での利益が述べられていく。しかし、再び十一節以下で経済的で側面に戻って行く。

③ 原文は *τὸ πρῶτον ἐβωχίαν βίβαν*。Thuc. II. 36. 4; 39. 4 に展開されているペリクレスの高邁な理念の表現と比較せよ。

④ 発見した *ἐστῆσαν* 所謂 Gnomie Aorist であろう。

⑤ Kalinka p. 196 によれば、以下の地名は地理的に整然と述べられている。すなわち、西のシンリーとイタリア、南東のキ

『アテーナイ人の国制』の試訳前編(その二)

プロスとエジプト、北東のリュディアとポントスというように対の形をとっている。

具体的にいかなる商品が入って来たかその一端をアリストパネスと大体同じ頃に活躍したヘルミッポスは次のように伝えている (fr. 63 = Athenaeus I. 27e-28a)。

「キュレネーからは香料 (*κάρυδος*) と牛皮、ヘレスポントスからはサバとあらゆる種類の魚の塩づけ、また、テッサリアからはプリン (*κυνόσας*) と牛のあばら肉……シラクサは豚とチーズを供給し……エジプトからは帆桁のついた帆布と(パピルス製の)ロープ、シリアからは乳香、麗しいクレタは神々のための糸杉、リビアは交易のために多くの象牙を供給する。ロードスは多くの干し葡萄と甘美な夢をもたらす無花果。他方、エウボイアからは梨と大きな林檎。フリギアからは奴隷、アルカディアからは傭兵。パガセは奴隷……。パプラゴニア人は甘い栗とつやつやした扁桃を供給する。……他方、フェニキアは棗椰子と極上の小麦粉」。

また、Aristoph. Daita. fr. 216 参照。

その他、さらに具体的な商品については、Kalinka p. 196ff., 貿易の発展に関して一般的なことは、Meiggs p. 264ff.; French A, *The Growth of the Athenian Economy*, London 1964, p. 107ff. 参照。

⑥ 輸入先として、ペロポネソスの名が挙げられている。Hohl p. 30 は、ペロポネソス戦争中、アテーナイとの交易はあり得ないとして、本書の成立年代を同大戦以前としている。



それとも、当大戦中でも、中立を保っていたアルゴスやアルカディア (Thuc. II. 9) と交易していたのかもしれない。

⑦ 奢侈品、珍味の類 *δ' ἄρα... φάβος*  
*φάβος* の多義性については L-S-J sv. *φάβος*。

⑧ 本節や十一節から十四節までの内容からしても、アテーナイの海上支配が確立し、安泰した状態にあったことが言外に示されていると言えよう。そして、イタリアやシシリーとの交易を考えた場合、四四四／三年のトゥーリオイ設立の重要性が改めて思い出されるが、この点は Ehrenberg V, "Foundation of Thurii" *AJP* 1948 p. 149ff. (= *Polis und Imperium* (1965) p. 298ff.) 参照。

### 八節

① 次に *ἐπειτα*

七節の「第一に」(*πρῶτον μὲν*) に続く。

② 原文は *τοῦτο μὲν ἐκ τῆς, τοῦτο δὲ ἐκ τῆς* である。

③ 取入れた *ἐξελέξαυτο*

自然に方言が混合していったと言うよりも、意図的に選択されたことが多分にこの語には含まれている。L-S-J sv. *ἐκλέγω*。

作者が述べているような方言の混合は、Debrunner A. Scherer A, *Geschichte der griechischen Sprache* II, Berlin 1969 p. 43 に「よれば、可成誇張された表現とのことである。しかし、第一章十六節注②参照。

④ 習俗の変化については、Thuc. I. 6; Aristoph. *Nub.* 961-1104 参照。

⑤ 作者は、ここで言語、習慣の変化を述べているが、アリストパネスの『雲』にみられるような新思想、風俗の批判を不思議としていない。

ここで、「夷狄」と訳した語 (*βαρβαρῶν*) には、どの位、蔑視の念が込められているのかはもう一つはっきりしない。cf. Kalinka p. 200. また、十一節参照。

### 九節

① 犠牲や神殿や祭典や聖域はと言えば *θυσίας δὲ καὶ ἱερὰ καὶ ἑορτὰς καὶ τελεῶν*

まず、本節と次の十節は、これに先立つ八節以前の内容とも、続く十一節以下ともうまく続かない。富者が貧民を扶養すべきとの考え方からすれば、九／十節はむしろ、第一章十三節の次に置れた方がふさわしいように思われる。この点、Frisch p. 254-255 参照。

また、テキストも混乱があるのか、もう一つはっきりしない。特に、冒頭部分の四つの対格形をどうみるか問題である。本書を即興演説であったとみる Kalinka はこれを演説の特徴的スタイルとしている (Kalinka p. 203ff.)。しかし、Frisch loc. cit. 参照。

ここでは、四語を *ταῦτα* にかけている Bowersock の訳は取らず、四語を限定の対格として訳しておく。

また、四語の意味も曖昧であるが、Kalinka 説 (p. 203) に従って上記の如くに訳しておいた。彼によれば、犠牲は神殿の祭壇で行なわれ、祭典は聖域で挙行されるのであって、四語 a-b, a'-b' の形式を取っているのである。Frisch p. 255 も参照。

② 国を美しく壮大に建設する *ποιῶν οὐρανὸν καλῶν καὶ μεγάλων* 宗教的な内容の中に世俗的な記述が出て来て唐突な感じがするが、ペリクレスの言葉 (Thuc. II. 38. 1; 64. 3) やプルタルコスが伝えるペリクレスの政治方針 (Plut. Per. XIII f.) を考えれば、異様とは思えない。

③ 本文には、国家は市民生活の面当をみるべきとする古代市民の発想の一端が示されており面白い所である。Plut. Them.

#### IV. 参照。

犠牲の分配については、Aristoph. Nub. 386, 408, 碑文では Syll. I<sup>3</sup>. 271; III. 958 を一般的に記述している Deubner p. 155 ff., Parke p. 48 ff., 122 ff. 参照。

ここで思いつかれるのは、アテーナイが植民市 (e.g. プレア法令、Meiggs-Lewis No. 49) や同盟国に対して (e.g. クレイトニアス法令、Meiggs-Lewis No. 46. これらの法令については、Meritt; Wade-Gery 論文 JHS LXXXII (1962) p. 67-74 参照)、パンアテーナイアの祭典に武器や牡牛の提供を命じている政策である。

こうした宗教的かつ市民的な儀式がポリスの枠を超えて同盟国支配の手段となっていた事実をもっと究明されるべき問題

『アテーナイ人の国制』の試訳前編 (その二)

と思われる (拙稿「クレールルーキア考」、『史学』vol. 41. 4号 p. 88 参照)。

#### 十節

① ここで、内容はさらに一変して、世俗的な面が論じられていく。

② 体育場 *γυμνάσια*

体育場は、一般に市の郊外に設けられた、スポーツをするための公的施設である。そして、そこには、浴室や更衣室、オリブ油の貯蔵部屋などが付属していた。Gardiner E. N., *Athletics of the Ancient World*, Oxford 1930 p. 72 ff. 参照。

他方、パライストラ (*παλαιστρά*) は、レスリングをしたりして青少年を教育するための、特定の指導者のもとで開かれていた私的な学校で、多く個人名で呼ばれていた (Plat. Charm. 153A; Plut. Alkib. III)。従って、Oehler J. (RE. VII. 2. p. 2010) のように、パライストラも公的施設であったとしないう限り、本文のパライストラの用法は一般的なそれと整合しない。本作者は、富者—私有—体育場、貧民—公有—パライストラと考えているのである。これについては、さしあたり問題として残しておく。Kalinka p. 209 参照。

③ 浴室……浴場 *λουτρά...λουτράσια*

本来、前者は湯浴みする水を意味するのに対して、後者は湯浴みする施設のある所を示す。入浴は当時一般的であった

(Aristoph. Nub. 837, 1044-5; Aves 1554; Plat. Sym. 174A) し、富裕な人は豪華な浴室を持っていらした(Plut. Demetr. XXIV)。

なお、*λοῦτρα* を浴室の意味に使用した例は、散文では本箇所が最古である(1)。(Renahan R, *Greek Lexicographical Notes*, Göttingen 1975 p. 131 参照。)

④ 更衣室 *ἀποδυτήρια*  
入浴のための更衣のみでなく、社交の場でもあった (RE. I. 1. p. 2820)。

⑤ 史料不足ではっきりしないが、何がしかの料金 (*ἐπιλοῦτρον*) を出して利用する施設があったらしい (Aristoph. Nub. 835 ff.; RE. II. 2. p. 2744)。

⑥ 原文は *ὁ ἄριστος* である。  
⑦ 寡頭派や貴族達 *of ἀρίστοι καὶ of εὐδαίμονες*  
前者は政治的、後者は社会的視点からみた呼称である。第一章三節、四節、十四節と同じ用法である。また、Hdt. I. 196; Thuc. II. 53. 1 参照。

### 十一節

① 内容的には、本節以下は七節より続く感じである。九節注①参照。

② Bowersock の訳に従い、属格形 *τῶν Ἐλλήνων καὶ τῶν Παρθίων καὶ Μάκων* にかたむる。Kalinka p. 214; Gelzer p. 22-23 は *τῶν δὲ Παιονίων* にかたむる。

③ 富 *τὸν δὲ πλοῦτον*  
冠詞の意味、富の内容について議論がある。Kalinka loc. cit.; Gelzer loc. cit.; Frisch p. 258-259 参照。また、Thuc. I. 142. 1; II. 13 参照。

④ アンピポリスは船舶建造用の木材輸出と資金調達の拠点(通商基地ならびに、金鉱があった。Thuc. I. 100. 2) として重要であった (Thuc. IV. 108. 1)。

⑤ アテーナイの同盟諸国への経済干渉については三節注⑥ならびに Zimmermann p. 350-365 特に p. 359 n. 1 を参照。

⑥ 支配者 *τοὺς ἀρχούτους*  
MSS は *τῶν ἀρχούτων* と単数である。しかし、単数形をとろうが、複数形をとろうが、ここでは内容上大差はあるまい。本書の作者は余りこうした数の一致を厳密には考えていないようであり、ここであえてテキストを改めて複数形に統一するのが良いのかどうが疑問があるように思われる。性急に云々するのもしやかと思われるが、ここでは、MSS を正しいとする Blass 説 (Blass F, *Die attische Beredsamkeit*, vol. 1, Leipzig 1887 (rep. 1962) p. 278) が妥当であるように私には思われる。

⑦ 原文は *ἐς αὐτῶν μέγιστοι τούτων καὶ ὅτι πῆξαι καὶ εἶναι* である。Kalinka p. 216 は、本文より、作者は海上交易に関心を持っていた人と推定している。Frisch p. 90ff. も参照。

⑧ 鉄…銅…亜麻…蠟 *σίδηρος…χαλκός…λίνον…κηρός*  
これら全て造船に不可欠であった。銅や鉄は錨や種々の金具

に、そして鉄は錆やすいので小さな金具には銅が必要であった。亜麻はロープや帆、蠟はピッチのかわりに防水に使用された。Morrison-Williams p. 279ff. 参照。

これらの素材は、Kalinka p. 217; Frisch p. 260; Healy J. F. *Mining and Metallurgy in the Greek and Roman World*, London 1978, p. 57ff. によると、木材はマケドニア、南イタリア、キリキア、キプロス、鉄はシノーペ、キプロス、エルバ、銅はキプロス、エトルリア、亜麻はカルタゴが産地として有名であった。蜜蠟はアッティカ産が有名であったが、他国より輸入されてもいたらしい。

## 十二節

- ① 本文のテキストは混乱していると思われる。ここでは、Bowersock のテキストには従わずに、MSS A、C、M の読みを採用している Frisch のテキストに従い、「彼等〔アテナイ人〕と「我々」と同一内容を示していると考えておく。異説については、Kalinka p. 218ff. を参照。また、三節注⑥も参照。

- ② 私は *kai êyô hêu*  
十一節の「私の船」の *koi* と同じである。作者が文字通りアテナイ人であるのか、それともアテナイ人の立場に立って発言しているのか、あいまいである。

- ③ *kai* の用法については、Kühner-Gerth II. 2, p. 247 参照。  
土地から *ek tês tês*

『アテナイ人の国制』の試訳前編(その二)

*oûdêi poiôu* に (Frisch p. 263) かけつゝ、*ταύτα ταύτα* には (Kalinka p. 221) かけない。

- ④ しかし、十一節注⑧に述べたように、キプロスでは銅と鉄が同時に産出される。

- ⑤ 注④で述べたように、キプロスでは銅と鉄が同時に産出している。鉄と銅が同時に産出しないという言葉が何を意味するかについては、慶応義塾高等学校の田辺清一教諭の教示によると次の通りである。

銅鉱石は、自然銅を別にして多く硫黄化合物として存在している(例えば、Healy op. cit. p. 37 参照)。この場合、鉄も多く硫黄と化合した鉱石(例えば、黄鉄鉱( $FeS_2$ ))になってしまう。ところが、今日でも硫黄分除去は面倒かつ鉄の品質低下をもたらす。ところで、古代の精錬技術では十分に硫黄分を除去するのは難しかったろう。よって、硫化物は鉄の原料としては役立たず、両鉱石が同時に産出することはないという考えが生れたのであろう (cf. Strab. X. 1. 9)。

もしそうだとすれば、キプロスで両鉱石が産出しても、作者の記述に間違いがあるとは言えない。諸鉱石の精錬については Healy op. cit. p. 139ff. 参照。

また、木材と亜麻云々の句について、慶応義塾女子高等学校の沢尾栄一氏の教示によれば、植生上様々な可能性が考えられるけれども、おおよそ作者の述べている通りのことであるという。

### 十三節

① 本節は、四節と似ているが、単に敵地に周航するのではなく、前進基地を作りそこから敵を攻撃することが強調されていて、四節と少し内容を異にするといえよう（Kalinka p. 222; Gelzer p. 23-24）。

本作者と全く同じ考えをペリクレスが持っていた事実をツキディデスは伝えている（Thuc. I. 142）。

② もちろん誇張であろう。

③ 停泊して *ἐπιπροκρούσι*

ある地点を攻撃すべく敵と対峙して停泊すること（Thuc. I. 142. 7-8）。L-S-J sv. *ἐπιπροκρούσι*。

④ この十三節も本書の成立年代の考察と関連して色々と論じられている。

本節に述べられている事柄は、Kirchhoff p. 12ff.; Stail p. 73-74; Treu p. 1952; Forrest p. 112 によれば、四二五年のピュロス占領を反映している。Forrest loc. cit. によれば、本文は、A perfect description of Pylos である。他方、Kalinka p. 223 は、四二五年夏のクロンシユオーン攻略（Thuc. IV. 45), Roscher p. 536 は、四三一年のアタランテ一占領（Thuc. II. 32), Frisch p. 265 は四五五年のトルミデースのキュテラ占領が本文に反映していると考えている。

これら、具体的な史実を考える説に対して、Instinsky p. 8ff. は、本文は単なる抽象的記述にすぎないとしている。

作者はある具体的事実を念頭におきつつ本書を作成したと思われるが、本節では、単なる抽象論を展開しているのにすぎないのだろうか、それとも本文の背後にはやはり現実の事件が考えられているのか、本節のみからでは容易に決定し難い。cf. Treu p. 1952; Busolt GG II. 2. p. 610ff.

### 十四節

① これまで、海上支配より得られる利益が述べられて来たが、以下十六節に至るまではアテーナイの弱点ならびにその解決策が論じられていく。

本節にみられる、アテーナイが島であったらという発想は不思議にも、ペリクレスも述べている（Thuc. I. 143）ので引用しておこう。

「ペロポネーソス勢の戦闘条件は以上のべた状態ないしはこれに近いものと私は判断する。これにたいしてわれらの場合は、私が敵方の欠点として指摘した事柄を完全に克服している。のみならずその他にも敵の追従をゆるさぬ有利な条件にめぐまれている。たとえば敵が陸上部隊を率いてわが国を侵略し、われらが軍船を敵地に乗りつけるといふことになれば、ペロポネーソス側は、一部の耕地を失うことによつて、われらがアッティカ全土を破壊される以上の損害を蒙ることになる。なぜならば、その代地を得ようとするばかれらはあらたな戦をおこなわねばならぬ、しかしわれらは島嶼や大陸沿岸にある広大な農耕地に頼ることができる。海洋制覇は大きな力の源だ。諸君、考

えてみるがよい。われらが島嶼民となった場合、われらほどに捕獲しがたい勢力を擁した例がかつて存在したであろうか。われらの今回の戦略的な狙いは正しくここにあると考えると貫いた。耕地や家屋敷は敵にくれてやればよい。ただ海の守りと城壁の守りを固くする。家や畑のために怒り狂って、わが軍よりもはるかに多勢のペロポネーソス軍にむかって合戦を挑むことがあってはならぬ（なぜなら、勝ってもまたこれにもまさる新の敵と戦うことになる。若し敗れば、敗北はわれらの勢力源たる同盟国に及び、われらの態勢に破綻をきたす。諸国に懲罰軍を送ることができぬとわかれば、かれらは乱を起すからだ）、家や土地の損失をなげかず、人命の損失を惜しまねばならぬ。家や畑から人命は作れぬが、人ぢといればものは手に入る。若し私が諸君なら、自分で畑屋敷に赴いて己が手でこれを打ち壊し、このような物を惜しんで他国への追従に甘んじるわれらでないことを、ペロポネーソス勢に示すだろう。”

（久保正彰訳）

こうした両者の発想の類似について、Classen-Staup は、上述のツキディデスの文への注釈で、ペリクレスの政策が当時のアテーナイの市民一般に広まっていたもので、それが本書にも反映されていると述べている。

また、Aristoph. Ran. 1463-5 にもペリクレスの政策に言及したと思われる句がある。これに関しては、Stanford W. B. *Aristophanes the Frogs*, Edinburgh 1963 (2ed.), p. 196 参照。

『アテーナイ人の国制』の試訳前編（その二）

② しかるに現実には *ἄρα δέ*

L-S-J sv. *ἄρα* I.4 参照。

第一章六節、十八節と同一用法で、仮定を前提にした議論から、現実に戻っていく。以下、十五節、十六節でも繰返されながら議論が展開されていく。従って、本節を単なる抽象的な議論とする Instinsky p. 8ff.; Bowersock HSCP p. 34 の見解には従わない。Treu p. 1953-4 参照。

③ おもねって *οἰ* *ὑπέροικται*

L-S-J sv. *ὑπέροικται*。他方、Passow sv. *ὑπέροικται* 3. は「恐れる」としているが、作者は民衆を「斜めに、みている」と考えて、L-S-J の訳を採用しておく。また、Aristoph. Eq. 269 への Neil の注を参照。cf. Frisch p. 267; Sturz, *Lexicon Xenophonticum* IV. sv. *ὑπέροικται*; Instinsky p. 10-11.

なお、この記述は正しくない。農民の中にも強硬な主戦派がいた。この点は、Aristoph. Ach. 595-8; Thuc. II. 21-22 参照。

④ 焼き払ったり蹂躪したり *ἐκτερονοῦνται...τελοῦσιν*

共に未来形が使用されていることに注意。

⑤ この節は十六節とならんで、本書の成立年代の考察上重要な箇所である。両節をすなおに読んでみると、当時アテーナイは、城壁外の国土を敵の蹂躪にゆだねていたと考えてよからう。

では、この敵軍のアッティカ侵入は何時のことなのであろう

九一（九一）

か。詳細は十六節の注でも論じられるが、十四節は、恐らくはペロポネソス戦争勃発当初の、スパルタの王アルキダーモスの侵入事実を反映していると考えられる。もし、そうした場合、本節では何が問題となるか述べてみたい。

本節によると、アテーナイの農民や富裕者は敵に「おもねっている」(*ὑπέκχεται*)のに対して、民衆(*ὄχλος*)は「恐れず生活している」(*ἀέδρα*)と、動詞は現在形を使用しているので、当時のありさまが描写されていると考えられる。

加えて、本書全体に描かれている世界をみると、戦争状態がいくつかの点から予測されるとしても、アテーナイ人は海上支配を確信しつつ、ほぼ安定した平穏な生活を営んでいるように思われる(六節注⑤参照)。

しかるに、まず第一に、ツキディデス(Thuc. II 47.1ff.)によると、アテーナイは四三〇年六月頃から始まる疫病により物的にも精神的にも甚大な損害を蒙った。彼によると、「この病気の全貌はどうてい筆舌につくしがたく、ことにこれに襲われた個人の難渋は人間として耐えうる限界を越えるほどであった」(Thuc. II. 50.1. 久保正彰訳、以下同様)し、「この疫病は、ポリスの生活全面にかつてなき無秩序を広めていく最初の契機となった」(Thuc. II. 53.1)し、「アテーナイ人は内には人が死に外では耕地を破壊されるという、内憂外患におそわれて窮迫状態がつつた」(Thuc. II. 54.1)のであった。

こうしたツキディデスの伝える疫病流行当時のアテーナイの混乱と、本書の伝える全体像の間には、甚だしい乖離があるこ

とを我々は認めざるを得ない。

加えて、六節の穀物の病気云々の所で、人間の病気に関して何ら言及がなされていない事実を考えてみるに、本書が書かれた時は、疫病の記憶が忘れ去られていたとか(Diller p. 113ff. cf. Aristoph. Eq. 792-3; Ach. 71-72)内容上、疫病を述べる余地がなかった(Tru. p. 1951ff.)とかするよりも、やはり、本書が四三〇年の疫病流行前に書かれたとするのが妥当ではなからうか。

次に第二点として、ツキディデスの伝えている住民の市内への集団移住というペリクレスの政策を考えてみたい。

この集団移住は「アテーナイ人の大多数の者には……堪えがたく思われた」(Thuc. II. 14)のであり、かつ「大多数の住民は昔さながらの田園生活を守って生きていたので……都市に集住することは容易なことではなかった」(Thuc. II. 16)し、「貧者も富者も……戦時下にあることを何にもまさる苦痛に思った」(Thuc. II. 65.2)のである。

ところが、本書の作者によれば「民衆は恐れず生活している」(*ἀέδρα*)のである。両者の記述は一見互いに矛盾対立するようだが、果してそうであろうか。

思うに、ツキディデスは上述のように「貧者」(*ὀδύμας*)「富者」(*ὀδύμας*)という言葉を使用しているが、そこでは両語は極めて単純に、一般的な意味で使用されているのみであって、何ら政治的意味は含まれていない(Gomme HCT II. p. 181-182 参照)のに対して、本書の作者は自己の政治的偏見を

込めて「民衆」(*dēmos*)を極めて狭義に解釈し(第一章十節注⑧参照)、市内の住民に限定して使用していると考えられる。彼等「民衆」は市内で商工業を営んでいたり、船に乗込んで活躍していた人々(第一章二節参照)であって、郊外にある財産を失うことは比較的まれであったであろう。従って、海上支配が揺がぬ限り、敵の侵入を恐れる必要はなかったであろう。そして、ペリクレスの政策に対する反対が根強いものであればある程、本書の作者が述べている「もし、アテーナイ人が島に居住する云々……」この仮定は益々現実味をおびた響を持って来るのである。

## 十五節

① 本節も、現実を踏まえての議論なのか、それとも、単なる抽象的な議論なのか、曖昧模糊としているが、ここでは前者の見解を採っておく。前節注②参照。

② もう一つ別の恐怖 *kai stéou déous* 十節に述べられた国土蹂躪の恐れに加えて、さらにという意味で、恐れの内容が以下、不定法で示されていく。Schwyzer II. p. 676; Kühner-Gerth II. ii. p. 398 参照。

③ 寡頭派 *oligoi* 冠詞は欠けているが、Kühner-Gerth II. i. p. 637 参照。cf. Kalinka p. 229.

④ 急襲して来る *étrepanesth* 接頭語 *stai, eis* の感じをこのように訳してみた。

『アテーナイ人の国制』の試訳前編(その二)

⑤ 四三一年のプラタイア事件(Thuc. II. 2ff.)がとりわけ有名である。Aristoph. Eq. 475ff, 236, 257, 452, 628, 861ff. 参照。

⑥ 民主制 *τὴ δημοκρατία* Frisch p. 271 に従い、民主制と訳す。第一章十節注⑧参照。

⑦ もし現実に *ἔνθα μὲν…εἰ* 前節の *ἔνθα δὲ* とは異なり(前節注②参照)仮定文である。しかし、作者は、何か具体的事実を考えながら述べているのかも知れない。

⑧ 古くは、Plut. Cim. XVII; Thuc. I. 107. 4 新くは、Thuc. VI. 61. 2; VIII. 91. 3 などを参照。

⑨ こうした心配も *kai τὰ στρα* 上述の裏切による門戸開放や敵の急襲を示す。しかし、こうした心配が、現実にアテーナイにあったのであろうか。皆無ではなかったであろうが、作者はそうした可能性が極めて少ないことを第三章十二、十三節でも述べている。とすれば、前注⑧と考え合せて、反民主制云々の議論は、現実を踏まえた理論の帰着点に重点をおいた記述と考えられよう。アテーナイ以外ではこうした事件が多々生じている現実は重視されるべきと思われる(注⑥、Thuc. III. 82. 1ff; Aristoph. Wasp. 345, 417, 463-70, 474, 483, 488, 507, 953 等参照)。

## 十六節

① 現実に……ことである *ἔνθα τὰ δὲ πρὸς αὐτῶν* 十四、十五節に続き、*ἔνθα* がここにも用いられている。現実

九三(九三)



の事柄が *τὰς πόλιν* と現在形で表わされている。なお、本文の主語はアテーナイ人と考える Frisch p. 272 の説に従っておく。Kalinka p. 232 参照。

② 以下、本書と全く同様な政策が、ペリクレスのそれとしてツキディデスによって伝えられているので参考のために引用しておこう。

アテーナイ人はこれを聞いて、ペリクレスの指示に従った。かれらは市外の田園の住いから、妻子や生活に必要な諸道具を城内に移し、自分らの家屋も取壊して木材部分を搬入しはじめた。家畜、荷駄を引く動物類は、とりまとめてエウボイアはじめ近海の島嶼に移された。アテーナイ人の大多数の者たちは、古い昔から田園の生活に慣れ親しんでいたために、時ならぬ集団移住は、かれらにとって堪えがたく思われた。(Thuc. II. 14. 1f. 久保正彰訳)

Kalinka p. 233 は、両者の類似からして、本書の作者とツキディデスの伝える内容は、ペリクレスの演説そのものを正確に伝えているとしている (cf. Frisch p. 274; Treu p. 1953)。そして、本書に言及されている敵のアッティカ侵入は、ペロポネソス戦争初期の具体的事実に基づいていると考え、史料として、Thuc. II. 19. 2; 21. 2f.; 22. 1; 47. 2; 55. 1f.; 57. 2; III. 1. 1; 26. 3; IV. 2. 1; VII. 28. 3; Aristoph. Ach. 226ff. を指摘している (Kalinka p. 227 n. 1)。

これに対して、本書の成立をペロポネソス戦争以前と考える人々は、本節を現実には係わりのない理論としたり (十四節

注②参照)、あるいは、例え何らかの事実が反映しているとしても、Frisch p. 268 のように、四五七(?)年のスパルタ軍のアッティカ接近 (Thuc. I. 107) や、四四六年のスパルタのアッティカ侵入 (Thuc. I. 114. 2; Plut. Per. XXII) を重視する (史料のより詳細は、Busolt GG II. 2. p. 609. n. 6 参照)。これら二説のいずれが正しいのであろうか。

思うに、

- ① 十四節ならびに十六節にみられる、*ἔτι* 現在形の使用。
- ② アッティカの内部に、何度かにわたって、敵軍が侵入したと思われること。
- ③ ツキディデスと本書の記述の一致。

以上の諸点からして、やはり敵軍のアッティカ侵入は、ペロポネソス戦争勃発当初の事件が反映されていると見るのが穏当であろう。cf. Hohl p. 32ff.

- ③ 十四節注①参照。

### 十七節

- ① *καὶ τὴν Ἐπίδωρον* となつてゐるが、海上支配の利弊を述べた前節までの記述内容とうまく続かず、唐突な感じである。

- ② 同盟ならびに誓約 *συνμαχίας καὶ τοὺς ὅρκους*

国家間で条約を締結する場合、その遵守を誓うのが *ὅρκος* である。Thuc. V. 47. 8 (cf. Tod I. No. 72=IG I<sup>2</sup> 86); Aristoph. Ach. 308 の *Μεμνηῖα R* には *αἱ συνθήκαι διὰ*

τοῦτον τελοῦνται, λόγων ἔργων χειρῶν λόγων μὲν, οἷον δὲ ὄρκου· ἔργων δέ, διὰ τῶν ἐν βασιλείᾳ θανάτων· χειρῶν δέ, ἐπειδὴ διὰ τῶν δεξιῶν γίνονται. 2490. また Xen. Anab. III. 2. 10 参照。

③ あなたが……不正を蒙れば ἀδύνη

この読みは MSS にはなく、Frisch の校訂による。二人称の用法については、第一章八、九、十一節、第二章五節注③参照。

④ 以下のテキストは混乱しているので、Bowersock の訳をのせておく。テキストに関する諸説については、Frisch p. 275ff.; Kalinka p. 236 参照。

寡頭制の国家と異なり、直接民主制の国家では政府自体を批判するのは不可能である。従って、批判は常に実際に諸政策に携わった個人に向けられていく。Thuc. II. 61. 2; III. 43. 5; VIII. 1. 1 参照。今日の民主政治の実態にも適用出来る痛烈な皮肉と言ふべきか。

⑤ 提案者 τῶν λέγοντων

碑文では εἶπεν の形で繁出する。e. g. Meiggs-Lewis No. 49. 52. また Thuc. II. 24. 1; IV. 118. 11; VIII. 15. 1 参照。

⑥ 票決に付した人 τῶν ἐπιψηφισάντων

「提案者」が現在分詞であるのに対して、ここではアオリスト分詞が使用されている。その差に注意。票決に付す人とは、具体的には評議会ならびに民会の議長である ἐπιστράτης である。

『アテーナイ人の国制』の試訳前編(その二)

る。その職務については AP XLIV. 1 ならびに杜川の注を参照。例については、注⑤参照。

⑦ 他の人々 τοῖς ἀλλοῖς

本文冒頭の「民衆」(ὁ δῆμος) と apposition と一般に考へられている。Frisch p. 276; Kalinka p. 236 参照。

⑧ みつけて来ている ἐπιψήφισκε

現在完了形で、作者の皮肉が示されている。第一章六節の ἐπιψήφισκε と比較せよ。

他方、アテーナイの敵国であったスパルタの不誠実さも有名であった。Hdt. IX. 54; Aristoph. Ach. 308; Thuc. V. 105. 4 参照。

⑨ 少数の者達 ὀλίγοι ἀρβανταί

寡頭派の人々ともとれるが、Kalinka p. 242-243 は上述の「提案者」や「票決に付した人」としている。

⑩ オストラキスマスなどはまさしくこうした考えに立脚した制度と言えよう。また、平民ではなく貴族が就任していた將軍職(第一章三節参照)は、条約締結のさい誓を宣言したり、重要な任務を負っていた。Busolt SK p. 1017 参照。

また、批判を受けた人の具体的な例としては、シルティアデース (Hdt. VI. 136) やアルキビアデース (Thuc. VI. 60ff.) 処罰などがまず思いあたるが、こうした例は他にも多い。

⑪ 首尾良く事が成就すれば問題はないはずである。ところが、民衆が成功を自己の手柄にすると言うのは、作者一流の民衆への当て擦りであろう。民衆は良きものとは、自分を喜ばせるも

のと考えているのである。

### 十八節

① しかし他方では *δ'αὖ*  
第一章十節注①参照。

② <sup>a</sup> 民衆 *τῶν μὲν δήμων*

Kirchoff p. 17 は「民主制、*δῆμος* による」云々。

③ 「喜劇に」諷刺したり *καμωδέτω*

本語の原義は「ある人を喜劇に登場させる」とある (Passow sv. *καμωδέω* 2.)。Aristoph. Ach. 631; Wasp. 1026; Ran. 368; Körte RE XI. i. p. 1234; Kalinka p. 13, 243-244 参照。

④ 許やなら *ὄντ' ἐστίν*

本文は、本書の成立年代を考察する上で幾多の人々により論じられて来たが、問題の焦点は、本文の *ὄντ' ἐστίν* を如何に解釈するかに絞られ、従来、次の二つの見解が対立している。

① 文字通り *psephisma* による禁止であったとして「禁止している」と考える説。例えば、Instinsky p. 24; Kalinka p. 12, cf. 244.

② 法律的に厳密に考えず、単に「許やなら」とか「我慢出来なら」と考える説。例えば、Schmid-Stählin I. 4. p. 40; Frisch p. 277-281; Gelzer p. 71; Treu p. 1954ff.; Moore p. 44. 55; Bowersock HSCP p. 35.

ここでは、②の説に従って訳しておく。  
ところで、喜劇上演にまつわる何らかの禁令があったことを

らかがわせる史料は次の二つだけである (詳細は、Körte RE XI. i. p. 1233ff.; Kalinka p. 7ff.; Schmid-Stählin op. cit. p. 40-42 参照)。

① 440BC-437BC

Schol. Ar. Ach. 67 ἐπ' Εἰδυμένους ἀρχοντος (437/6).

οὗτος ὁ ἀρχὼν ἐπ' οὐ κατελύθη τὸ ψήφισμα τὸ περὶ τοῦ

μὴ καμωδέτω, γὰρ ἐπὶ Μοραχίδου (440/39). ἄρχωνος δὲ

ἐκείνου τε τῶν ἐλευθέρων καὶ δύο τοὺς ἐφεῖς ἐπὶ Τραυκίῶνος

(439/8) τε καὶ Θεοδώρου (438/7) μεθ' οὓς ἐπὶ Εἰδυμ-

έωνος κατελύθη.

② 414BC

Schol. Aristoph. Ran. 1297.

これらの内、①は本書成立の terminus ante quem (五節注④、十四節注⑤ならびに第三章五節参照)と矛盾するので、ここで論じる必要はなからう。

①の禁令は、サモス反乱当時、アテーナイの民衆でなく、指導者中傷の阻止をねらったもの (Treu p. 1955) とか様々な論議されているが、いずれも推測の域を出るものではない。加えて、禁令の内容自体が全く不明である (Gomme HCT I. p. 387)。

他方、碑文によれば、この禁止期間中にも、喜劇が上演されていたのは確かである (Körte RE XI. i. p. 1233-1234)。

従って、この禁令から、本書の成立年代を云々するのは問題である。cf. Kalinka p. 7ff.; Frisch p. 279ff.

④ 奨励する *κελεθουσιν*  
L-S-J sv. *κελεθω* I. 9.

⑤ 民衆……大衆

原文は *τοῦ δήμου*…*τοῦ πλήθους* である。

⑥ 富裕者……名門の人……有力者

原文は *ἢ πλοῦστος ἢ γενναῖος δυνάμενος* である。

⑦ 一度に種々の仕事に手を出したりの *διὰ πολυπραγμοσύνης*

L-S-J sv. *πολυπραγμοσύνη*。アテーナイの政治の特徴について  
Thuc. VI. 87. 2-3 参照。

本書の作者の倫理観からすれば、*ἀπράγμων* が良いのである。  
Neil op. cit. p. 208 参照。

⑧ 羽振りがよく *πλέον τι ἔχειν*

第一章二節では「特恵を得る」と訳したが、馬場恵二氏が  
「羽振りがよく」という訳語を御指摘下さったので、ここではそ  
のように改めておく。

## 十九節

① *ἐστὶν οὖν*

Denniston p. 425ff. 参照。

この語がどこから続いているのかははっきりしない。今迄述べ  
て来た全文に対応するとも考えられるが、ここでは、十八節か  
ら続くとしておく。Frisch p. 282 参照。

② 私としては *ἐνός*

で強調しているのは、当時民衆への批判が多々なされて

『アテーナイ人の国制』の試訳前編(その二)

いたが、作者はこれら全てに對して賛同したわけではなく、異  
なった見解を持っていたことを示すためであろう。

③ 良き人々……卑しき人々 *καρῶτοι…τοῦργοι*

作者は多分に価値評価を込めてこれらの語を用いており、後  
者には特に民衆への蔑視が込められていると思われる。Neil  
op. cit. p. 207 参照。

④ 弁えながら *γυνώσκοντες*

この現在分詞は理由句とも譲歩句ともとれるが (Goodwin  
p. 333ff.) Kalinka p. 79 に従って両者の中間的な訳としてお  
く。

⑤ 憎悪を感じて *μισοῦσιν*

L-S-J sv. *μισῶ*. I. i.

⑥ 徳 *τινὸς ἀρετῆς*

この語の持っている様々な意味については Adkins A. W.  
H, *Merit and Responsibility*, Oxford 1960 参照。

⑦ この一文は、作者の民衆への強烈な皮肉と思われる。

⑧ Bowersock のテキストの *τοῦ αὐτίου* は *τοῦ αὐτίου* の誤  
植であろう。

⑨ 民衆派にしているが *δύτης*…*τοῦ δήμου*

この属格の用法はあいまいである (Smyth §1298, 1320 参  
照)。「民衆の出身であるが」とも訳せる。もし、このように訳  
し、*εὖος* も天性と訳せば、全体の意味は本訳と反対になる。  
しかし、ここでは Frisch p. 284 に従って、上記のようにした。  
作者はここで具体的に誰れを考えているのであろうか。テシ

ストクレスカアルキビアデースか。それともペリクレスであろうか。これらの内、いずれの人を考えるかは、本書の制作年代と絡んでくるが、こう考えて来るとプルタルコス次の文が思い出されよう。

“ペリクレスも猶予なく民衆派のために身をささげ、あまり民衆的でない自分の天性に反して、金持の少数党の代りに貧乏人の多数党を選んだ”(河野与一訳) *Plut. Per. VII.*

⑩ 生れ *τῆς φύσεως*

本性とか天性とも訳せる。この語に関しては、Heinmann *F, Nomos und Physis*, Basel 1945 (rep. 1972) 参照。

二十節

① 作者は、民主制を無条件に認めることは出来ないが、民衆にとっては最善の国制であると考えているのである。十九節と本節は、作者の政治的、倫理的思想が鮮明に示されており興味深い所である。第一章一節、第三章一節も参照。

② スローガンか諺的な表現である (Kalinka p. 252)。民主制にとっては基本的な思想であるが、現代の社会では果してどうだろうか。

③ 民衆に属せずして

原文は *μη δὲ τοῦ δήμου* である。十九節注⑨参照。

④ *Aristoph. Eq. 864ff.* 参照。なお、僅か数語の相違をもつて、本節の全文がクセノポンの文としてストバイオスにより引用されている。Bowersock p. 498 参照。

第三章

一節

① 要するに *καὶ*

文頭が *καὶ* で始まっている奇妙な文であるが、Frisch p. 287 に従って訳しておく。

第一章一節と類似した文章で始まり、本書のまとめの部分に入っていく。そして、本章でも作者はアテナイ民主制の批判に対して反論していく形をとりながら(例えば、三、六、七、十、十二節)論を進めていく。しかし、その論法は、Frisch p. 289-290 も指摘しているように、構文的には極めて未熟な形態を持った文章で展開されていく。この点、Palmer L. R., *The Greek Language*, London 1980 p. 160-162 も論じている。

② 作者は、具体的に何時頃の事を念頭に置きながら本文を書いたのだろうか。第一章一節注②参照。

③ 私が……提示した方法 *ἡ ἐν τῷ ἐπιλόγειν* 第一章一節の *ἀποδείξει* に対応する。この語の意味については、Nestle p. 233 参照。

④ ここより、また新しい主題に入りながら議論が展開されていく。賄賂(三節)、審議の限界(六節)、陪審制(七節)、下層階級の援助(十節)、市民権喪失(十二節)などが論じられる。

⑤ 時として *ἐπιπότε*

遅延は常時のことではなかったらしい。とすると、Moore p. 56 の述べているように、作者は客観的にアテーナイの批判をしているのであろうか。

⑥ 一年 *ἐνιαυτῶν*

アテーナイの役人の任期は一年であった。Kalinka p. 262; Frisch p. 293 ならびに、第一章十六節注⑤参照。

⑦ 評議会を民会 *τῆ βουλῆς... τῶ δήμῳ*

三節ならびに AP XLV.4 参照。碑文では *ἐποῖε τῆ βουλῆ καὶ τῶ δήμῳ* とらう定形句的表現が用いられているのは周知の通りである。e.g. Meiggs-Lewis No. 52。なお、評議会をめぐる様々な問題に關しては、Rhodes P. J, *The Athenian Boule*, Oxford 1972 が必読の書である。

⑧ *καὶ τῶν ὀδῶν δι' ἀλλοτρίων*

語順は *τῶν ὀδῶν καὶ τῶν ἀλλοτρίων* Kühner-Gerth II. i. p. 555; Schwyzler II. p. 427 参照。

⑨ 評議会は多くの仕事をしなければならなかった。Rhodes op. cit. chap. II, III, IV 参照。

二節

① 本節で、祭典、裁判、評議会の三点を指摘した後、その個々について論じていく。その論じ方は、本節で評議会、二七七節で裁判、八節で祭典について扱かい、ホメーロスなどにしばしば見られる A-B-C; C-B-A の記述形式で進められていく。

『アテーナイ人の国制』の試訳前編(その二)

しかし、これら三点はアテーナイの公務遅滞の理由として挙げられており、その限りではまとまっているが、一節の前半部分の主旨とはしっくり合わない。そして、奇妙にも民会の機能に關しては何ら言及されていない。

② アテーナイは多くの祭典を挙行政した (Plat. Alkib. II. XII. 148E; Aristoph. Nub. 300ff; Thuc. II. 38. 1) が、具体的な

内容については、Deubner, Parke を参照。

③ 八節ならびに Aristoph. Nub. 620; Eq. 1316ff. 参照。

祭日に民会、評議会など政治的な集會が持たれたことについては、Mikalson J. D, *The Sacred and Civil Calendar of the Athenian Year*, Princeton 1975 が論証している。

なお、原文の *τὴν καὶ acc. masc.* として人にもとれる (Lactor の訳参照) かもしれないが、ここでは neut. と解して、*τῶν τῆς πόλεως* (L-S-J sv. *πόλις* III. 2) とかわつて政務と訳しておく。

④ 全員 *οἱ σύνταυτες ἀθροῦν*

もちろん誇張であり、アテーナイ人の裁判好きへの揶揄である。Kalinka p. 265 n. 3 参照。

⑤ 裁決して終え *ἐκδικήσονται*

Frisch p. 296 によると、接頭語 *ἐκ* は “bring to an end” の意味を持つ。

⑥ 私訴や公訴 *δικὰς καὶ γροφὰς*

AP LVI. 6 ならびに村川注⑨を参照。

⑦ 執務審査 *ἐθθύνας*

AP XLVIII. 4; LIV. 2; LVI. 1; LIX. 2; LXVII. 1 等参照。詳しくは Harrison II. p. 208ff.; RE VI. i. p. 1515 ff.; Busolt SK. p. 1078ff. をみよ。

本制度は、寡頭制のみか、今日の民主制と比較しても非常に異なる古代民主制の特徴の一つであろう。

⑧ 評議会が持っていた種々の権限については、Rhodes op. cit. p. 88-207; Busolt SK p. 1019ff. 特に p. 1048 n. 1, 2, 3 参照。

ここでは、評議会の予審権が不思議にも述べられていない。

⑨ 戦争に関する *περι τοῦ πολέμου*  
Kirchhoff p. 8ff. は本文より、当時アテーナイが交戦中であったとして、本書の制作年代の手掛りにしているが、Bowersock HSCP p. 34-35 は単なる一般論に過ぎないとして Kirchhoff 説に反対している。この点に関する学説上の諸問題については、Frisch p. 300-301; Treu p. 1956 参照。Treu や Frisch が詳細に論じているように、本文のみから確実な年代を推測するのは無理かと思われる。

⑩ 歳入の細目に関する *περι πόρου χρημάτων*  
AP XLVII. 2; Rhodes op. cit. p. 88ff. 参照。

⑪ 立法に関する *περι νόμων θέσεως*  
Rhodes op. cit. p. 49ff. 参照。

⑫ 町民々 *περι τῶν κατὰ πόλιν ἀει γυννομένων*  
Kalinka p. 268 が、ホリスを国家としてアテーナイを考えようとするのに対して、Frisch p. 303 は単なる町と考えている。

Bowersock p. 500 は "local problems" と訳している。

⑬ 貢税の徴収 *φόρου θέσεσθαι*  
テロス同盟の貢税については、ATL が基本的な研究書である。

⑭ 造船所 *νεορία*

AP XLVI. 1 参照。

⑮ 神殿 *ιερόν*

AP XLVII. 1; L. 1 参照。

⑯ 原文は、冒頭よりここまで一つの文章となっているが、混乱を避けるためにいくつかの文に分けて訳した。

⑰ 政務 *πρωμάτων*

*πρωμία* には種々の意味がある。L-S-J sv. *πρωμία*.

⑱ 本文は *ἀρα ὅτι* で始まる疑問文であるが、この句は本節をまとめると共に、本節の冒頭部分を確認する役目を持っている。Kühner-Gerth II. ii. p. 127 参照。

### 三節

① 銀子を持って *ἀργύριον ἔχων*  
原文は、銀貨を持って、の意味である。勿論、賄賂に使用するものである。

② 民会 *δημος*

Kalinka p. 81; Moore p. 45 は、各々 Volk, people と訳しているが、ここでは Lactor, Bowersock の訳に従っておく。なお、民会、評議会を意味する場合には、冠詞が付いて、

ἡ Βοιωτῆ καὶ ὁ δῆμος ὑπάρχει ἡ γενεὴ ὅτι ἐπιπέσει. 例えは Meiggs-Lewis No. 52=IG. 1<sup>2</sup>, 39. しかし、冠詞のない場合もある(上述引用碑文の二三行目を参照)。

⑧ 我々の世界と同様、当時のアテーナイでは賄賂が横行していたらしく、アテーナイ人の賄賂 (*δωροδοκίαια*) 好きは喜劇の恰好のテーマとなつてゐる。Aristoph. Eq. 834-5; Pax. 907-9; Ran. 361; Thesm. 936-7; Plut. 369, 379. 詳細は Kalinka p. 270. n. 3 参照。また、七節注⑥も参照。

従つて、秀でた政治として名声を得るには清廉潔白が必要であつた。ペリクレスはその良い例である。(Thuc. II. 65. 8; Plut. Per. XVI, XXXIX)。

④ ここでも、作者はアテーナイ民主制の批判者に反論を加へてゐる。一節注①参照。

⑤ 私は重々知つてゐることだが τούτο μέντοι ἐξ ὅτων δόται δόται ἐστὶν 解積するか問題があるが、ここでは δόται = ὄται (L-S-J sv. δόται II) と解釈しておく。Frisch p. 306 参照。

⑥ アテーナイで金貨が鑄造されたのは、四〇六／四〇七年になつてからである。Seltman C, *Greek Coins* London 1955 (2ed.) p. 112, 148; Stanford op. cit. p. 134 参照。

ここでも述べられてゐる金貨はペルシヤ、キュジコスなどの外国の貨幣である。

⑦ 彼等に ἀστῶν 主語 *ἀστῶν* を指すが、個々の政治家、役人が考えられてゐるので複数が使用されてゐる。第一章一節注③参照。

『アテーナイ人の国制』の試訳前編(その二)

#### 四節

① 決裁 *διαδικάζειν*

Frisch p. 307 は *dijudicate* と今日では余り使用されていない語に訳してゐるが、この英語の意味については OED sv. *dijudicate*.

本節の具体的な意味は、三段権船を修理しなかったり、公用地に建造物を作つたりした者と国家が訴訟関係に入った時、その是非を決定することである。

② 第一章十三節注①、Busolt SK p. 1130 参照。

三段権船奉仕者は、年度の終りに船に傷などがあれば修理して船を國に返却しなければならなかつた。この任務を三段権船奉仕者が怠ると、國の言い分と三段権船奉仕者のそれ (*γενήσιν*) を決裁 (*διαδικάζειν*) しなければならなかつた。RE V. i. p. 305-306 参照。

③ AP L. 2 に道路上での建築禁止などが述べられてゐる。村川 p. 240; Arist. Rhet. I. 13. 1374a5 参照。

④ 以上の諸祭典については、Deubner, Parke を参照。

ちよあつて、ディオテューンヤについては、村川 p. 252 注3、タルゲリアについては、村川 p. 253 注5、パンアテナイアは、同じく p. 226 注4を参照。

⑤ プロメーテイヤ祭、ヘーパイステイヤ祭 *Προμηθεύα καὶ Ἡφαίστια*

プロメーテウスとヘーパイステスの祭典で、共にアテーナイ



の暦の四月 (Pyaneption、今日の暦で十月から十一月にあたる) に行なわれた。詳細は不明であるが、前者については Deubner p. 211ff.; Parke p. 171ff。後者については Deubner p. 212ff., Parke loc. cit. 参照。

⑥ 年と日 *δωσα έτη*

注⑤ならびに第一章十六節注⑤参照。

⑦ AP LVI. 3 参照。決裁すべき内容が何かについては、村川 p. 253. 注7、8 参照。

⑧ 四百人 *τετρακόσιοι*

四百人という数は、アテナイ人の国制に関する作者の記述に現われる唯一の具体的な数である。しかしながら、Thuc. II. 13. 8; Aristoph. Ach. 545 によると、ペロポネソス戦争勃発時の四三一年春には三百人と伝えられており、本書の数と一致していない。

この不一致をどう解決するか、これまで幾つかの試みがなされている。

一つは、本書のテキストに誤記があったとして、ツキディデスの伝えるように三百人が真実であったとする説である (Bowersock p. 501 n. 2)。他方、Kalinka p. 280-281 は、ペロポネソス戦争の勃発後、漸次船が増加されていったとして、三百人、四百人いずれとも正しいと考えている。そして、Treu p. 1956 もこの説に賛同している。

これに対して、Busolt GG III. 2. p. 611 は次のように考える。ペロポネソス戦争勃発当時の四三一年春は三百人であっ

た。しかし、四三二年夏以後に、別に予備として別置されていた百人 (Thuc. II. 24. 2) が追加されて四百人となった。さらに、Busolt は、この事実を、本書が同大戦勃発後間もなく成立した根拠の一つたりうるとしている (cf. Treu p. 1956)。なお、Moore p. 57 は、四百人と三百人の差の解釈については、Busolt 説に従っているが、本書の成立年代については四二四〜四二五年説をとっている。Moore p. 20 参照。

第四に、Frisch p. 312 の説が挙げられよう。彼は、四百人の内、百人は輸送にあたった人員と解し、数字の上で何ら問題はないとしている。

以上の諸説の内、いずれが正しいか、にわかに判定出来ないが、筆者には、Busolt 説が極めて説得力のあるものと思われる。Amit M, *Athens and the Sea*, Brussel 1965 p. 22-23 参照。

⑨ AP XLII. 2; XLV. 3; LV. 2; LIX ならびに二節注⑦参照。

⑩ 国家の戦争孤児養育は、しばしば述べられている。Thuc. II. 46. 1; AP XXIV. 3; Plat. Menex. 248E ff。詳細は Kalinka p. 283 ff. 参照。

⑪ 囚人の看守 *φυλακας δεσμοται*

この役人は、AP XXIV. 3 にも出てくる。ところで、囚人を監視する「十一人」(of ενδεκα) は抽籤で任命される (AP LII. 1) ので、本書で述べられている「看守」とはどんな役職かはっきりしない。Kalinka p. 284 は、「十一人」の下で働く人々としている。しかし、Sandys J. E., *Aristotle's Consti-*

*tution of Athens*, London 1912 (rep. 1973) n. ad. loc. ㊦  
“十一人、自身かも知れないと述べている。”

⑫ 年  $\tau\upsilon\ \delta\upsilon\sigma\alpha\ \acute{\epsilon}\tau\eta$

評議会の任期が一年であることを示す重要な箇所である。注  
⑥も参照。

## 五節

① <また>

< $\delta\acute{\epsilon}$ >  $\delta\alpha\delta\iota\kappa\tau\alpha\iota\ \delta\epsilon\tau\ \delta\acute{\epsilon}$  を仮にこのように訳してみた。

Frisch, Kalinka, Marchant ad. loc. 参照。

② 兵役忌避  $\acute{\alpha}\sigma\tau\ \rho\alpha\sigma\iota\alpha\varsigma$

MSS  $\eta\tau\epsilon\tau\alpha\ \delta\epsilon\ \delta\upsilon\sigma\alpha\ \delta\epsilon\tau$  の校訂による。Renehan op.  
cit. sv.  $\acute{\alpha}\sigma\tau\ \rho\alpha\sigma\iota\epsilon\upsilon\tau\alpha\ \eta\tau\epsilon\tau\alpha$  の読みは “seems correct”  
で、意味は “avoiding service” である。Aristoph. Eq.  
443 参照。Marchant, Kalinka, ad. loc. 参照。

③ 並はずれた犯罪  $\acute{\alpha}\gamma\theta\epsilon\varsigma\ \delta\iota\beta\alpha\sigma\iota\mu\alpha$

具体的にどういふことが不明である。Kalinka p. 287 は  
“ある人々” (*τῶνες*) を文字通り重視して、集団的犯罪があった  
としているが、Treu p. 1957 参照。

④ 瀆神の罪を犯した時であれ  $\acute{\epsilon}\kappa\alpha\ \tau\epsilon\ \delta\alpha\sigma\theta\eta\tau\alpha\iota$

このような例として、有名なソクラテスの裁判がまず思い出  
されよう。しかし、この種の裁判はかなり政治的に利用さ  
れていたことは、ペリクレスの友人達の運命を見ても明らかで  
ある (Plut. Per. XXXII, XXXIII)。

『アテーナイ人の国制』の試訳前編 (その二)

$\delta\alpha\delta\iota\kappa\tau\alpha\iota$  Müller-Strübing p. 80ff. は四一五年の石柱像破  
壊事件 (Thuc. VI. 27ff.) を本文は反映しているとしている。  
Kalinka p. 288 参照。

⑤ しばしば政争の具に使われたオストラキスマスに関して、作  
者は不思議と何も述べていない。この制度については、村川  
p. 180 注 2 を参照。

⑥ 除いて  $\pi\alpha\lambda\lambda\acute{\alpha}$

この語の次に属格形ではなく、主格形が使用されているが、  
こうした例については Schwyzler II. p. 542-543 参照。査定  
の詳細が論じられていないのは誠に残念である。

⑦ 通例  $\acute{\omega}\varsigma\ \tau\acute{\alpha}\ \tau\omicron\lambda\lambda\acute{\alpha}$

四五三/四五四年にデロス同盟の基金をデロス島よりアテー  
ナイに移した時から、貢税の 1/60 をアテーナイ女神への初穂  
料 ( $\acute{\alpha}\rho\acute{\alpha}\rho\eta$ ) として奉納することになり (それ以前がどうで  
あったかは不明である)、その金額が碑文で公表された。この  
点、簡単には Meiggs-Lewis p. 83-89 を参照。これらの碑  
文研究は、まず ATL が基本書であるが、今日では、それに  
加えて、Meiggs が必読の書である。

これらの碑文研究によって、本書が述べているように、通例  
四年目ごとに貢税の査定が実施されていたことが立証されてい  
る。ATL III p. 67 参照。

ATL III p. 67ff. によると、貢税の査定の実施年度は次の  
通りである。なお、ゴチックで記した年は規定の年よりずれて  
査定が実施された年を示す。

四五四／三、四五〇／四九、四四六／五、四四三／二、四三八／七、四三四／三、四三〇／二九、四二八／七、四二五／四、四二二／一、四一八／七、四一四／三、四一〇／九。

但し、四一四／三年には *εἰκοστή* (120 税) に変更された。第二章一節注⑥参照。

ところで、前にも述べたように、四五四／三年以前の査定がどのように行なわれていたかは不明であるが、上記の査定年次ならびに本書の「通例」という句を考慮すれば、本書の成立の *terminus post quem* は、四四三／二年と確定出来よう。

他方、四二五／四年のトゥーディポス法令 (Meiggs-Lewis No. 69=ATL II. A9. 法令の詳細については、ATL III p. 72ff; Meiggs p. 324 ff. 参照) では、今後、査定は四年目ごとに実行されるべきこと、ならびにその義務を怠った時には処罪される旨、厳しく規定されている (I. 26-33)。そして、上述のように、四二五／四年以後の査定は、正確に四年ごとの実施されている。

ところで、本書によると、査定は「通例、四年ごとに行なわれている (*ἑτηνῶτα*)。こうした表現は、二回連続して原則から外れた年に査定がなされた直後では考えられないのではなからうか (cf. Forrest p. 114)。従って、本書の成立の *terminus ante quem* はトゥーディポス法令の成立した四二五／四年とならう。

ともあれ、本書の成立年代は貢税の査定という外的証拠による限り、四四三／二〜四二五／四年の間と限定出来よう。

### 六節

① *καὶ φέρεται*

この語句をどのように訳するのが良いのか難かしいが、Frisch p. 321 によれば、この句は、法廷演説などで反対派に直接話しかける口調を表わしている。次節の冒頭部分もこと同じ語句で始まっている。L-S-J sv. *φέρεται* IX. 3; Denniston p. 216-217 参照。

以下七節とともに、作者は一節で論じたアテーナイの事務遅滞の解決策を論じていく。しかし、民主制を維持し続けている以上、抜本的な解決策はありえないと八〜九節で結論づけている。

② 決裁する *διαδικάζειν*

四節注①参照。Frisch p. 321-322 は、この用法は *ἐκδικάζειν* (二節注⑥参照) と同じと云う。cf. Kalinka p. 290-291。

③ 本文のテキストは混乱している。Castalio は、*οἴσθη* と読んでいる。Kalinka, Teubner 版 ad. loc. 参照。

④ 確にそうだ *γάρ*  
前後の文脈からこのように仮に訳しておくが、この *γάρ* の用法はどういうものなのだろうか。cf. Denniston p. 73ff.

⑤ *αὐτῶν*

原文はあいまいで、「アテーナイで」とも、「評議会において」ともとれるが、ここでは後者と理解しておく。第一章二節

注①参照。

⑤ 原文は *badard'sofar* である。

⑥ ここでも作者は「通説」に反対を表明している。一節注①参照。

⑦ 前節まで、評議会の仕事の遅滞理由を論じて来たが、本節より遅滞の解決策の可能性を述べていく。まず第一に、評議会の仕事量の削減が考えられるが、それは不可能であると作者は断定していく。

⑧ 現実 *νῦν*

第二章十四節注②参照。cf. Frisch p. 322.

⑨ Bowersock のテキスト *εὐλαστός* は *εὐλαστός* の誤植であろう。

⑩ Frisch, Bowersock, Moore ad. loc. の訳に従う。cf. Kalinka p. 292.

## 七節

① 原文は *ἀπέειν* である。前節注①参照。

② 裁判にはもっと少数の人々が従事すべきであるとの考えは、当時多くの人が持っていたらしく、アテーナイ民主制批判の中で大きな比重を占めていた。この傾向は特に保守派の人々の中で根強く、プラトン等の哲学者のみでなく喜劇でもしばしば陪審員への諷刺がみられる。Aristoph. *Wasp*. 422f; *Nub.* 206-207, 494ff, 520ff, 587ff, 1096ff, 1172ff; *Pax*. 505; *Aves* 41, 109。また、第一章十六節注①、*Thuc.* I. 77. 1 久保 n. ad. loc.

『アテーナイ人の国制』の試訳前編(その二)

参照。

③ 減らさなければ *ἐὰν μὴ ὀλίγα ποῦνται*  
MSS は *ἐὰν μὴ* である。しかし、日数を減少出来ないことは、前節に述べられた通りである。

④ 陪審員の数を減らすべきであるとする反対論に対して、作者は論駁していく。一節注①参照。

⑤ 一同を買収する *συνδεδάσκειν*  
*οὐκ* を「一同」と訳してみた。AP XXVII.5 参照。なお、MSS は *συνδεδάσκειν*。

⑥ 作者がここで、陪審員を少数にすべきであるとの意見に反論を加えているのは、作者のアテーナイの民主制に対する皮肉である (Kalinka p. 295) とか、あるいは逆に、作者の公正な評価が示されている (Frisch p. 324) とか考えられている。思うに、作者は当時のアテーナイ民主制を公正かつ皮肉な眼指でみて見つけているのではなからうか。

なお、少数者は腐敗しやすいとの見解は、アリストテレスも述べている。AP XLI.2 “なぜならば、少数者は多数者よりも利益や好意によって腐敗しやすいから。” (村川堅太郎訳)。また、*Arist. Polit.* III. 15. 1286a 30-31 も参照。

いずれにせよ、作者は事務遅滞の解決策として、陪審員数を減少させるのは腐敗を招く危険があるので採用出来ないとしている。残るは遅滞の是認のみで、ここに作者は、民主制の本質と実態を垣間見ているのである。

### 八節

- ① 本章二節、四節、ならびに第一章十三節参照。
- ② 二節ならびに注③参照。
- ③ 他の国々 *of állois*
- ④ こうした情況のもとでは *τοῦτων...τοιοῦτων ἄντων*

この句から始めて、作者は本書の冒頭部分(第一章一節)に呼応する結論部分に入っていく。すなわち、作者の見解によれば、民主制そのものを変革しない以上は、よき国制たるをえな。しかし、アテーナイの民主政治は一応首尾よく行なわれていた。なすべきことは補足的修正的な改革でしかありえない。

- ⑤ 事態 *τὰ τοδαῦτα*  
政務とも訳せるかもしれない。二節注⑦参照。
- ⑥ ある〔本質的な〕もの *τα*  
この *τῶν* の用法については、Kühner-Gerth II. i. p. 664.  
Anmerk. I. 参照。

祭典も民主制と密接に係わっており(第一章十三節)、裁判も民主制の根本に係わっている(第一章十六、十七、十八節等)以上、民主制を維持していく限り幾つかの問題はある。しかしながら、最善の国制とは何かという点から考えるのではなく、民主制という国制自体を問題にした場合、アテーナイの民主制はかなりうまく諸機能を果している。本書の冒頭部分に示

された主題は、幾多の分析を経て、ここに現状肯定的に明示されていると言えよう。cf. Meyer p. 402ff.

- ⑦ 大幅な変革 *πολλὴ...μετακλίσις*  
*μετακλίσις* の用法については、Xen. Lac. XV. 1; Plat Leg. X. 892A 参照。

### 九節

- ① 具体的には、民主制の廃止を意味する。Kalinka p. 300; 前節⑥参照。
- ② 「よく探せば」  
*ἐξεπέμψεν* の接頭語 *ἐκ* を仮にこのように訳してみた。
- ③ しかし、既に論じられたように、民主制の根本的改良策はない。作者にとって、残る良策は民主制の廃止である。
- ④ Thuc. I. 70-71 のコリントスの代表者の発言を参照。
- ⑤ 前節注④参照。また、Aristoph. Eq. 1111-1150 参照。

### 十節

- ① 本節では、一国の外交方針の基本は、内政の実態の反映であるとの鋭い発想に基づいて、アテーナイの外交方針を作者は皮肉っていく。そして、次節では、この基本方針に反して行なわれた外交の失敗が論じられているが、これも本節と同様作者の痛烈な皮肉であろう。

- ② 古くは、アルカイオスやソロン、そしてツキディデスなどにより伝えられている平民と貴族の対立を原因とする内乱

(στράτας) は、ギリシアの歴史そのものであると言える。第一章五節注②参照。

デロス同盟内においても、幾つかの同盟国がアテーナイより離反を試みているが、そこにはしばしば、平民と貴族の対立が絡んでいた。エウポイアの離反などその好例であろう。この点、詳細は、ATL III part III chap. VI, IX 参照。また、Arist. Polit. V. 7. 1307 b 20-24 も参照。

なお、本節も何らかの具体的な事件を念頭に置きながら作者は執筆したと思われるが、一部次節で述べられている以外は何が意味されているかは不明である。

③ アテーナイ人は……私の判断では正しくない *δοκῶναι ὅτι Ἀθηναίων καὶ τοῦτο μοι οὐκ ὀρθῶς δοκῶναι δοκῶναι*

奇妙な構文であるが、Frisch p. 329; Kalinka p. 301ff. 参照。

作者にとっては、アテーナイの政治は原則として是認出来ない(第一章一節参照)。しかし、ここでは、アテーナイの民主制がいかなる原理に立脚しているかを鮮明に示しながら、「単純」な反民主制の議論に批判を加えていく。第一章十六節参照。

④ 貴族階級は民衆に

原文は *τὸ βέλτερον…τῷ ὀκνητῷ* である。

⑤ Thuc. VIII. 90. 1 参照。

⑥ 原文は *οἱ γὰρ ὁμοῖοι τοῖς ὁμοῖοις εὐνοοῖ εἶναι* である。直訳すれば「なぜなら、同類は同類に好意を寄せるからである」と

『アテーナイ人の国制』の試訳前編(その二)

でもなろうか。第一章六節と同じく、作者の皮肉であろう。

この句は、格言的かつホメーロスの表現である(Od. XVII. 217-218. cf. Hesiod. Erg. 25-26)。しかしながら、Plat. Protag. XXIV. 337D; Gorg. LXVI. 510B などに見られるように、五世紀でも一般的であったらしい。なお、*ὁμοῖοι* の政治的な意味については、Müller C. W., *Gleiches zum Gleichem*, Wiesbaden 1965 特 p. 164 参照。

## 十一節

① ボイオティア、ミレートス、ラケダイモンについての言及は、本書に述べられている唯一の明確な史実であるが、残念ながら、いつの事件なのか全ての年代が確定しているわけではない。詳細は後に述べる。

② 企てた度毎に、いつも自己の利益にならなかった *ὄσσοδῶκε* *ὁ ἐπὶ ἐπιπέσομαι…ὁὖ συνέπυκεν αὐτοῖς*

*ὄσσοδῶκε* とアオリスト直接法が使用されており、かつて、現実にはしばしば生じた事実を述べていることが解る。Kühner-Gerth II. 2. p. 451. Anmerk. 5; Schwyzler II. p. 278 参照。

③ *μῆτιρ ἀλλ'*

Frisch p. 332 なら、この語の次に欠文があるとしていえる。

④ ボイオティアの歴史は不詳である。一般書としては、CAH V. chap III ④ V, VIII など、p. 469 n. 2; Roberts W. R., *The Ancient Boeotians*, Cambridge 1895 (rep. 1974) p. 21ff.; ATL III. part. III. chap. VI. 以下参照。

本節に述べられている事件については、Arist. Polit. V. 3. 1302 b 29; Rhet. III. 4. 1407 a 3; Thuc. I. 108. 2-3 などから、間接的に推定出来るだけである。すなわち、ツキディデス (ad. loc.) によると、アテーナイはオイノピュタの戦い (四五八/七年) の後にボイオテイアで民主派勢力の確立に成功した。しかし、四四七年にボイオテイアに反乱が起り、トルミデースが鎮圧を試みた (Thuc. I. 113) が、彼自身戦死し (ATL III. p. 287, 294) 作戦は失敗した。

本書の叙述は Gomme HCT I. p. 318 によれば、オイノピュタの戦いの後に定められた民主制が弱体で、一部寡頭派の支持を仰がねばならなかったため、結局は失敗に終わった経緯を反映していると考えられる。以上の解釈に従って、Bowersock HSCP p. 35-36 は、本書の成立年代は四四六年以後としている。

しかしながら、本書に言及されているボイオテイアの反乱の時期については、上述の解釈が有力ではある (Treu p. 1947) が、これを確実視するのは速断の危険がある。たとえば、Larsen J. A. O., "Orchomenus and the Formation of the Boeotian Confederacy in 447BC" *CQ* 55 (1960), p. 17. n. 2 は、本節にはむしろ、四七九/四六二年の事件が反映されているとしている。

なお、本文の「奴隷にされてしまった」(ἐδοῦλῆσαν) は文字通り奴隷にされたのではなく、寡頭派の支配確立を意味するだけであろう。

ボイオテイアの制度については、Moore p. 125ff. "The Boeotian Constitution" 参照。

⑤ 同じく

原文は τοῦτο δὲ ἔρε ψάρα. Smyth § 2904 a; L-S-J sv. οὔτος C. VIII. 3 参照。

⑥ 五世紀中頃のシレートスの歴史も残念ながら不詳である。ペルシア戦争以後、四一二年のシレートスの内乱 (Thuc. VIII. 17) に至る間、何らかの内紛を示す史料は、本書に述べられている僅かな記述以外はいずれも碑文のみである。詳細は、Barron J. P., "Milesian Politics and Athenian Propaganda c. 460-440BC" *JHS* LXXXII 1962 p. 1-6; Meiggs p. 115ff. p. 562ff. 参照。

上述の Barron によれば、本書に示されているシレートスの事件は次の通りである。

シレートスは四五六/四五四年アテーナイの支配より離れるべく反乱を起したが、四五二/一年にはアテーナイによって鎮圧されてしまった。しかし、この時、アテーナイはシレートスに完全な民主制を敷かず、ネーレウス家の支配を中心とする寡頭制的国家たることを認めた。その目的は、ネーレウス家の伝統と名声を利用して、イオニア諸都市の支配を確立することにあった。そして、四五〇/四九年には、アテーナイの介入のもとに、シレートスはより民主化された (ATL II D II = SEG. X. 14) が、基本はやはり寡頭派の協力の上に成立した国制であった。

しかし、四四六年、アテーナイがメガラやエウボイア問題に手を焼いている機会を捉えて、ネーレウス家の人々達がアテーナイから離反を目ざして反乱を起した。だが、再び鎮圧され、アテーナイは「追放令」を發布 (Meiggs-Lewis No. 43) してミレートを完全な民主制下におくのに成功した。

ミレートをめぐる一連の事件をこのように解釈する Barron は、本書に述べられているミレートの反乱云々には、四四六／五年に始まり、四四三年の「追放令」に終る一連の事件が反映していると考ええる。

Bowersock HSCP p. 36-38 は、この Barron 説に従い、かつサモス反乱 (四四〇年、Thuc. I. 115-117) が言及されていないのに着目して、サモスの反乱以前、すなわち、四四五／四四一年の間に本書が成立したとしている。

しかしながら、上述の「追放令」の発布年代は議論の余地のある所で、Meiggs p. 115, 565; ATL III. p. 151 n. 10 は、四五〇年代の事件が反映していると考えている。

従って、ミレートス反乱云々の本文から本書の成立年代を考察するにはかなりの注意を要すると思われる。

- ⑦ 四六五／四年の、イトメーをめぐるスパルタとメッセニア人の対立、所謂第三次メッセニア戦争 (Thuc. I. 101 ff.) にまつわる一連の事件が本文に反映しているとい一般に考えられている (Bowersock p. 505. n. 1; Frisch p. 334-335. etc.)。なお、この戦争の年代については、ATL III. p. 176; Bengtson GG<sup>3</sup>. p. 192 参照。

『アテーナイ人の国制』の試訳前編 (その二)

アテーナイはこの戦争の時、スパルタの要請に応じて、親スパルタのキモン (Plut Cim. XVII) のもとに援軍を送ったが、両国は間もなく対立するに至り (Bengtson op. cit. 193ff. 参照)、そして、四五七年両国はタナグラで軍事衝突を起している (Thuc. I. 107-108)。

なお、作者は「干戈を交える」(ἐφοίκαν)と未完了形で示しているのは、この戦い以後、四四六年の三十年平和条約の成立まで、両国がしばしば対立していた事実を考えながら本文を記述したためであろう。

以上の通説に対して、Bowersock HSCP p. 37 は、四四六年のスパルタ王プレイストアナクスのアッティカ侵入 (Thuc. I. 114) が本書に反映されていると考えている。

ところで、本書は全体として、作者の執筆と同時期の政治経済社会の状況を記録していると思われるが、以上の三つの事件の例示を五〇年代の事件にそれぞれ照合する説がもし正しければ、本書は珍しくここではかなり過去の事件に言及していると言えよう。それとも、作者はもっと後の最近の事件を考えながら本書を執筆したのであるか。もしそうであるならば、もはや、我々はそれを推し量る術を何ら持ち合せていない。

## 十二節

- ① 構文上問題はないが、内容は突然変っており、前節と首尾よく続かない。この点どのように解釈するのか様々な見解については、Frisch p. 335 参照。

一〇九 (一〇九)



ここに *lacuna* を考えるより、作者の文体の推拙さのあらわれとみることが出来るのではなからうか。作者の文体のまづきについては、第三章一節注①、Blass op. cit. p. 278 参照。

② 市民権を剝奪された *πριμοταξ*

市民権剝奪 (*ἀρτωσία*) については、RE II. ii. p. 2101-2104; Lipsius p. 245ff., 789ff.; Harrison II p. 169ff. 参照。

③ 多分……と *ὡς…ἀρα*

Denniston p. 38 参照。

④ ここでも作者は、通説に反論していく。本章一節注①参照。

⑤ 多くの人々 *οἱ πολλοί*

Kühner-Gerth II. 2. p. 182 参照。

⑥ 作者が考えるに、アテナイで不当に市民権を奪われた人々は皆無とは言えず、確にアテナイの民主制はこうした不当行為を行ってはいないが、それは民主制を根本から批判するためには充分とは言えない。そして、続いて、処置が不当行為であるか否か、かつ実例が多いか少ないか、質と量の両面から問題が検討されるべきであるとの鋭い指摘が行なわれていく。

⑦ 以下、Bowersock のテキストに従って訳した。Frisch のように MSS の *οὐδένα…οὐδὲν…οὐδὲν* と読めば、なぜなら、陰謀を企む人々は正当に市民権を剝奪された人々ではなく、むしろ、不当に市民権を剝奪された人々であるからである、となる。Frisch p. 338 参照。

Bowersock のテキストに従えば、不当に人を処罰する制度は批判の対象になる、という考えになるが、MSS によると、

不当に処罰を受けた人々が反政府の陰謀を企む、との考え方になる。いずれの読みをとっても、アテナイの民主制を批判する論拠は不充分であると作者が考えていたとする点では変りがない。

### 十三節

① とすれば *ὅτι*

Denniston p. 425-426 参照。

② 原文は *ὁ δὲ νόμος ἐστὶν ὁ ἀρχαῖον τὰς ἀρχαίας* である。

③ 多くの人々 *πολλοί*

Kalinka p. 315 は政治的意味を含めて「民主派」としているが、ここでは Frisch p. 339 に従って訳しておく。

④ 民衆が様々な役職に就き、かつ裁判する人々も民衆であれば、裁定もおのずから身最良にならざるを得ないと作者は考えている。第一章七節参照。cf. Thuc. VIII. 48. 6.

⑤ 偽証をしたり、「召喚に対して、偽って証人に立った場合」(AP LIX. 3. 村川 p. 268 注121参照) などである。Harrison II p. 171 参照。

⑥ 西親唐待 (AP LVI. 6. 村川 p. 255 注17参照) などである。Harrison loc. cit. 参照。なお、ここでは *καὶ νόμος λέγεται…* (*καὶ νόμος* *πρόκειται*) と不正な言動が対にして述べられている。第一章五節注②参照。

⑦ 前節に述べられている、不当に市民権を奪われた人々が問題であるとする考えと本節を併せてみると、作者は正当に処分を

受けた人は反体制的な行動をしないと見ているのであろうか。時には極端に人間を信じてしまうギリシア人の驚くべき人間観が、ここにも現われているように思えてならない。Thuc. II. 41; III. 37. 1-2. cf. Thuc. VIII. 48. 4.

かくして、本節をもって、冒頭の第一章一節で作者の示した主題は完結する。作者は、アテーナイの民主制を、良き国制とは何かという視点からすれば是認出来ないが、当民主制は首尾良く諸機能を果していると主張する。そして、当時行なわれていた、民主制批判は正当なものではなく、アテーナイの現体制を揺ぶる程の危険は何もないと結論ずけて、本書冒頭部分に示した自己の主張の実証を完成している。

Frisch p. 341 は、本書の冒頭部分が「アテーナイ人の国制について」の句で始まり、終結部分が「アテーナイに」(Athenais) という語で終わっているところに作者の意図的な技法が示されているとしているが、恐らくは正しい見解であろう。